

---

---

# 第6次上里町障害者計画

～ ともに生きるまちづくりを目指して ～

---

---

【素案】



上里町マスコットキャラクター

**こむぎっち**

令和3年12月時点

上 里 町



# 目次

第1章 計画の策定にあたって.....	1
1 計画策定の趣旨.....	3
2 計画の法的根拠及び性格.....	4
3 計画の対象.....	4
4 計画の位置づけ.....	5
5 計画の期間.....	6
6 計画の策定体制.....	7
第2章 障害者を取り巻く現状.....	9
1 人口の状況.....	11
2 障害者の状況.....	13
3 障害福祉についてのアンケート調査.....	23
4 障害者団体等へのアンケート調査.....	36
第3章 計画の基本的な考え方.....	43
1 基本理念.....	45
2 基本目標.....	46
3 施策の体系.....	47
第4章 施策の展開.....	49
基本目標1 理解と共感の推進.....	51
(1) 広報・啓発活動の推進.....	51
(2) 福祉教育や交流機会の充実.....	52
(3) 差別の解消と権利擁護の推進.....	54
(4) ボランティアの育成及び活動の支援.....	57
基本目標2 地域での暮らしを支える生活支援の充実.....	59
(1) 相談支援体制の充実.....	59
(2) 地域生活を支えるサービスの充実.....	61
(3) 地域の保健・医療体制の充実.....	63
基本目標3 個性に応じた療育・保育・教育の充実.....	65
(1) 切れ目のない支援体制の充実.....	65
(2) 個性や特性に応じた能力を伸ばす教育の推進.....	68

基本目標4 社会参加の拡充.....	70
(1) 雇用・就労の支援.....	70
(2) 社会参加の促進.....	72
基本目標5 安全・安心で暮らしやすいまちづくりの推進.....	74
(1) バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進.....	74
(2) 安心して暮らせる住まいの確保.....	76
(3) 防災・防犯・感染症対策等の推進.....	77
第5章 計画の推進体制.....	81
1 関係機関相互の連携.....	83
2 計画の評価体制.....	84





# 第 1 章

## 計画の策定にあたって





# 1 計画策定の趣旨

我が国では、障害者基本法に規定されるように、すべての国民が障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重され、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指し、基本的な方向を定めています。

こうした中、平成26年2月から障害者権利条約が効力を生じることとなり、障害のある人とない人の平等、障害に基づくあらゆる差別の禁止などを約束しています。

平成28年8月には、発達障害者支援法が改正され、乳幼児期から高齢期に至るまで、発達障害のある人への切れ目のない支援の重要性が示されるなど、多様なニーズに応じた相談支援体制や福祉サービス等の充実が求められているところです。

平成30年4月には、児童福祉法の一部を改正する法律に基づき、「上里町障害児福祉計画」を策定し、居宅訪問型児童発達支援の創設や、保育所等訪問支援の支援対象の拡大等、障害児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充等を図るとともに、サービスの質の確保及び向上を図るための様々な環境整備を進めているところです。

また、平成30年4月には、障害者総合支援法が改正され、障害者が自ら望む地域生活を営むことができるよう、新たに自立生活援助、就労定着支援が創設されるなど、支援の一層の充実が求められています。また、障害者の重度化・高齢化、及び介護者の高齢化や、医療的ケア児、発達障害児への支援の充実など様々な障害者への対応の強化が求められています。

さらには、平成30年4月に施行された改正社会福祉法では、社会構造の変化や人々の暮らしの変化を踏まえ、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えた「地域共生社会」の実現のため、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を目指しています。

こうした背景を踏まえ、あらゆる分野との連携・協働を図りながら、地域共生社会の実現に向け、障害者本人による取組である「自助」、地域における住民同士の支え合いである「互助」、自助を支えるための社会連携による障害福祉サービス等である「共助」、町の責任で行う「公助」の視点を踏まえ、互いに支え合い、安心して充実した生活を送ることができる社会を構築するため、令和4年度から令和8年度までの5年間を計画年度とする「第6次上里町障害者計画」を策定するものです。

## 2 計画の法的根拠及び性格

### (1) 計画の法的根拠

本計画は、障害者基本法第11条第3項で定める「市町村障害者計画」を法的根拠とする計画です。

#### ■ 障害者基本法

第11条（一部抜粋）

3 市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定しなければならない。

### (2) 計画の性格

本計画は、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（以下「障害者虐待防止法」という。）や、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」（以下「障害者優先調達推進法」という。）及び「障害者差別解消法」を踏まえたものとしてします。

## 3 計画の対象

本計画の対象となる「障害者」の定義については、障害者基本法等の法令の規定に基づき、身体障害、知的障害、精神障害（発達障害、高次脳機能障害を含む）、難病等の心身の機能の障害がある人のうち、障害と社会的障壁により継続的に日常生活や社会生活に相当な制限を受ける状態にある人としてします。

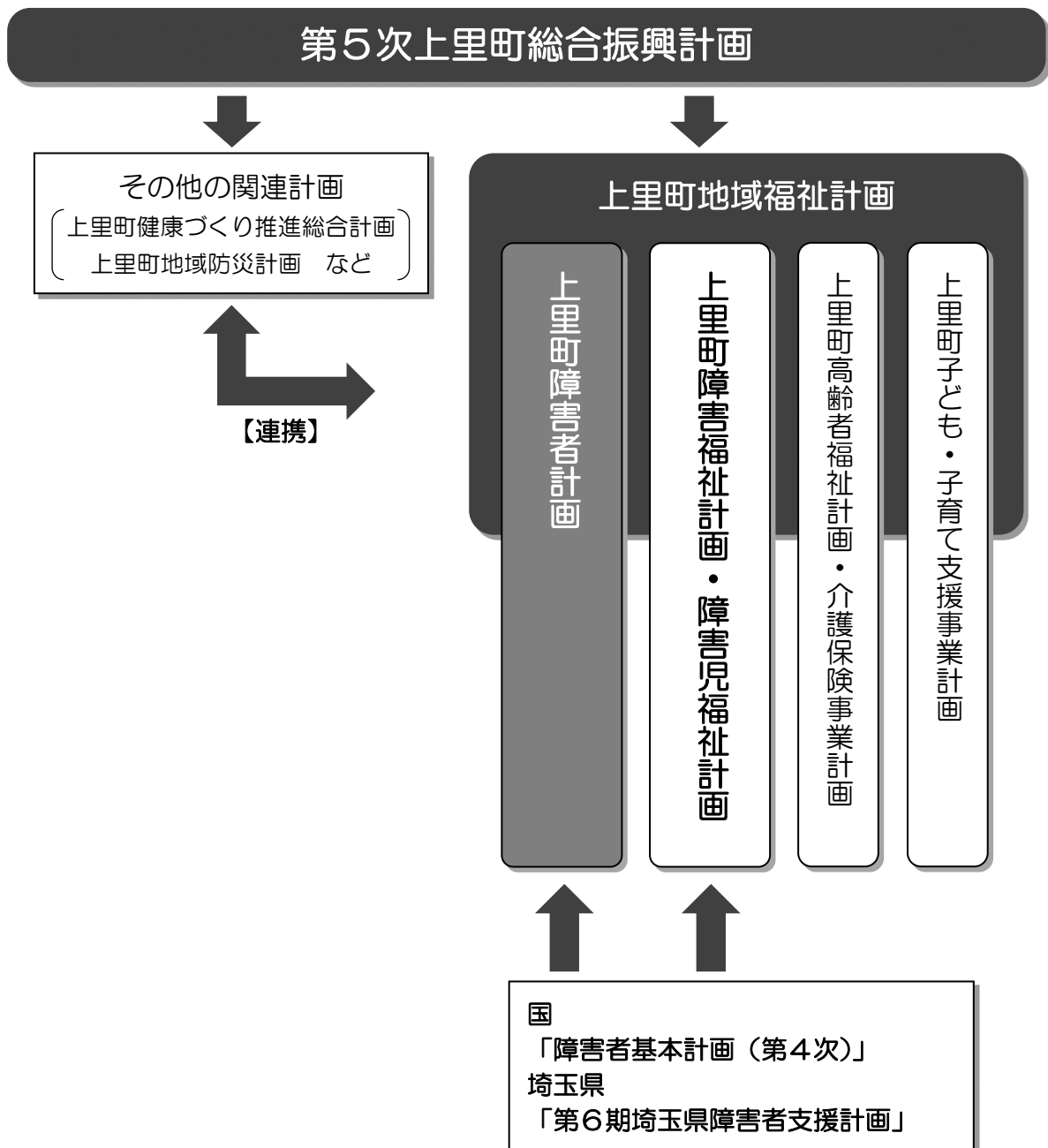
なお、18歳未満の人を対象を限定する場合、「障害児」と表記します。

さらに、本計画を推進するためには、すべての町民の理解と協力が求められることから、障害のある人をはじめとするすべての町民を対象としてします。

## 4 計画の位置づけ

本計画は、国や県等の関連計画と整合性を図るとともに、本町の「第5次上里町総合振興計画」を上位計画とし、また、「上里町地域福祉計画」を福祉部門の上位計画と位置づけ、計画を策定します。

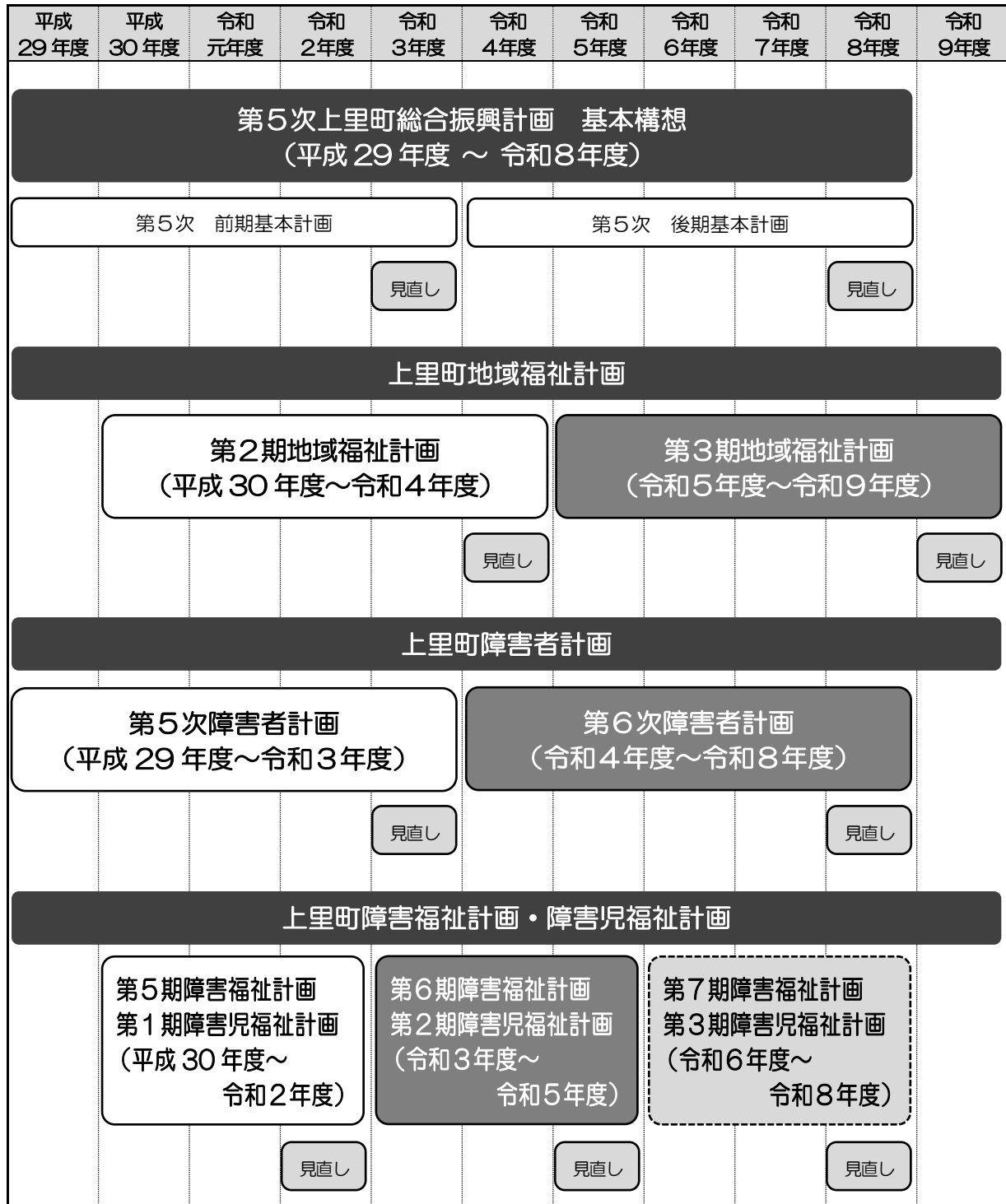
また、施策の推進にあたっては、町の関連計画との整合性に配慮しながら、計画の実現を図ります。



## 5 計画の期間

本計画は、令和4年度から令和8年度までの5年間を計画期間として策定します。

本計画は、5年ごとに見直しを行うため、次期計画（第7次計画）は令和8年度に見直しを行い策定します。なお、今後の社会情勢や障害のある人を取り巻く環境の変化に対応するため必要に応じて見直しを行います。



## 6 計画の策定体制

### (1) 上里町障害者計画策定委員会

本計画の策定にあたっては、学識経験者をはじめ、障害者団体関係者、障害者福祉に関する事業に従事する団体の代表者、行政関係者らの参画による「上里町障害者計画策定委員会」において、計画内容の検討を行いました。

### (2) アンケート調査の実施

計画策定にあたっては、障害のある人やその家族の生活実態及び福祉施策に対する要望等を把握することを目的として、令和2年11月に「障害福祉についてのアンケート調査」を実施しました。

### (3) 関係団体ヒアリング調査の実施

障害福祉活動における課題や行政への要望等を把握することを目的とし、障害福祉関係団体に対して、令和3年11月に意見聴取を実施しました。

### (4) パブリックコメントの実施

町民や関係者の意見を反映させるため、本計画の策定案についてパブリックコメントを令和●年●月●日から令和●年●月●日までの期間で実施しました。



# 第 2 章

## 障害者を取り巻く現状





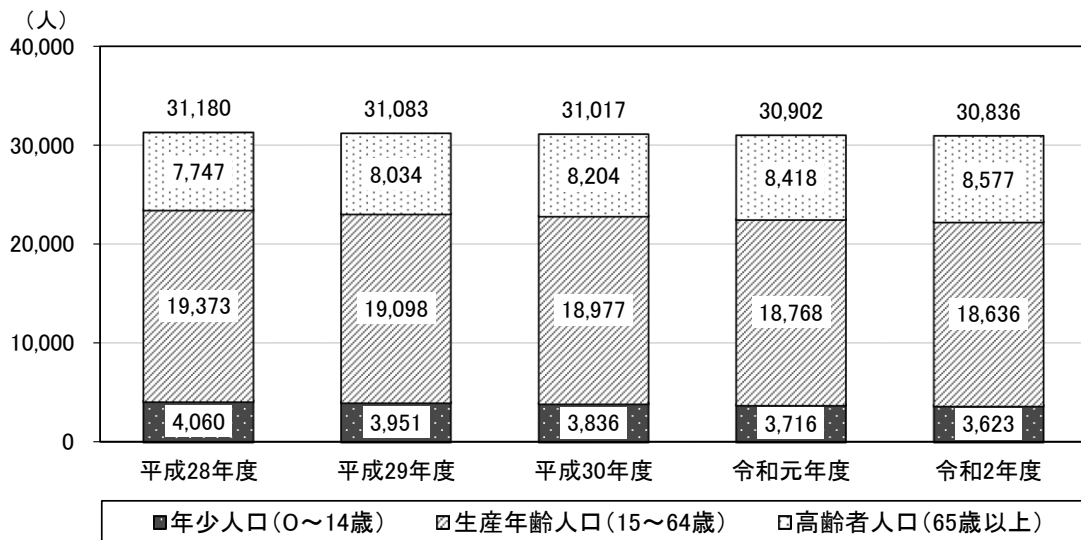
# 1 人口の状況

## (1) 人口の推移

本町の総人口は、令和2年度（令和3年3月末日現在）で30,836人となり、減少で推移しています。

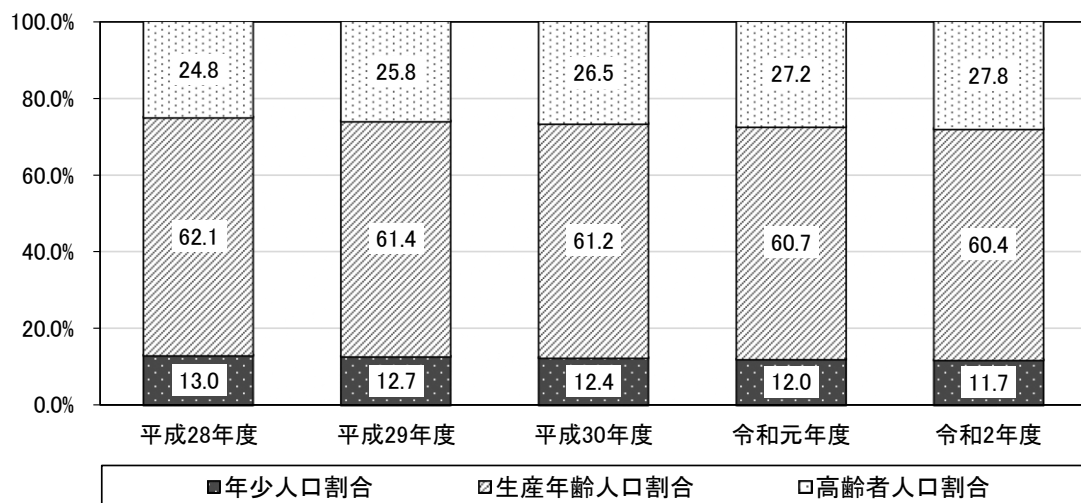
また、年齢3区分別人口をみると、年少人口（0～14歳）及び生産年齢人口（15～64歳）は減少を続ける一方で、高齢者人口（65歳以上）は増加を続けていることから、少子高齢化が進行していることがうかがえます。

【年齢3区分別人口の推移】



※住民基本台帳（各年度3月末日現在）

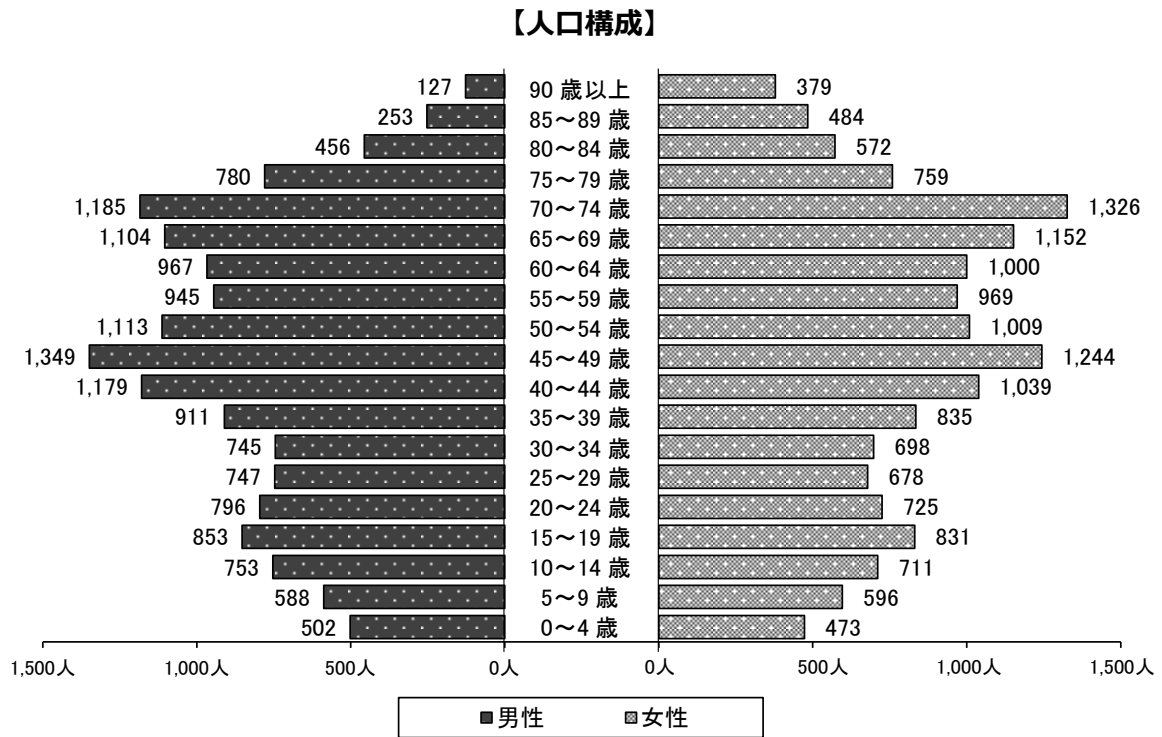
【年齢3区分別人口割合の推移】



※住民基本台帳（各年度3月末日現在）

## (2) 人口構成

令和3年3月末日現在の人口構成は、65～74歳の前期高齢者の占める割合が高く、その子ども世代である40歳台の占める割合が高くなっています。



※住民基本台帳（令和3年3月末日現在）

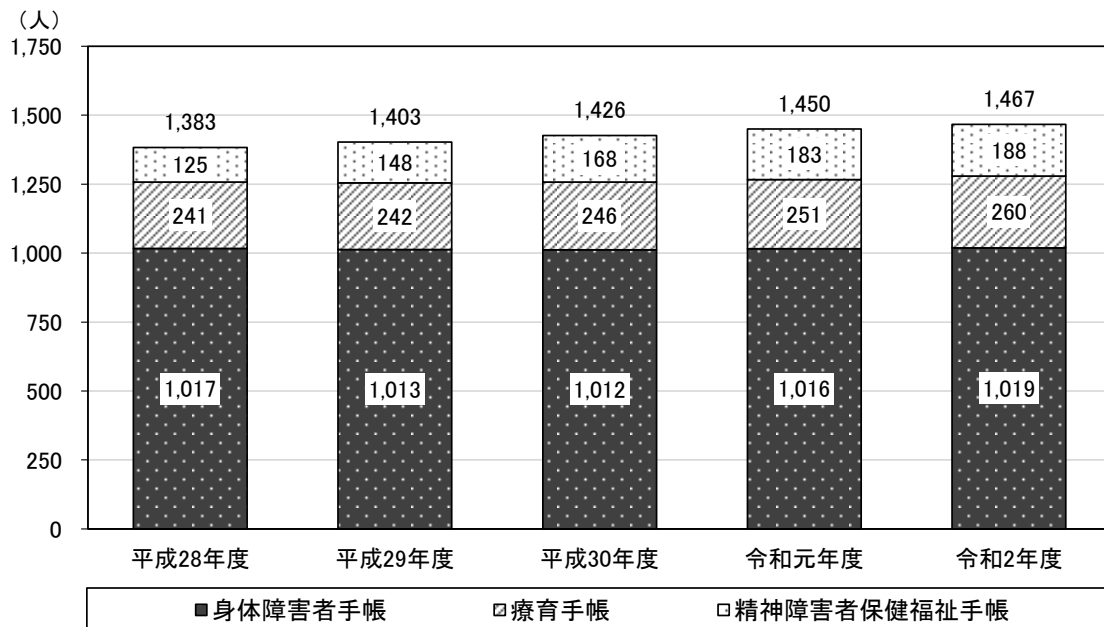
## 2 障害者の状況

### (1) 障害者手帳所持者数の推移

本町の障害者手帳所持者数の合計数は、令和2年度で1,467人となっており、増加傾向で推移しています。

また、総人口に占める割合をみると、令和2年度では、身体障害者手帳所持者数が3.30%、療育手帳所持者数が0.84%、精神障害者保健福祉手帳所持者数が0.61%と、わずかではありますが増加傾向にあります。

【障害者手帳所持者数の推移】



※各年度3月末日現在

【障害者手帳所持者数の総人口に占める割合の推移】

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
身体障害者手帳	3.26%	3.26%	3.26%	3.29%	3.30%
療育手帳	0.77%	0.78%	0.79%	0.81%	0.84%
精神障害者保健福祉手帳	0.40%	0.48%	0.54%	0.59%	0.61%
総人口	31,180人	31,083人	31,017人	30,902人	30,836人

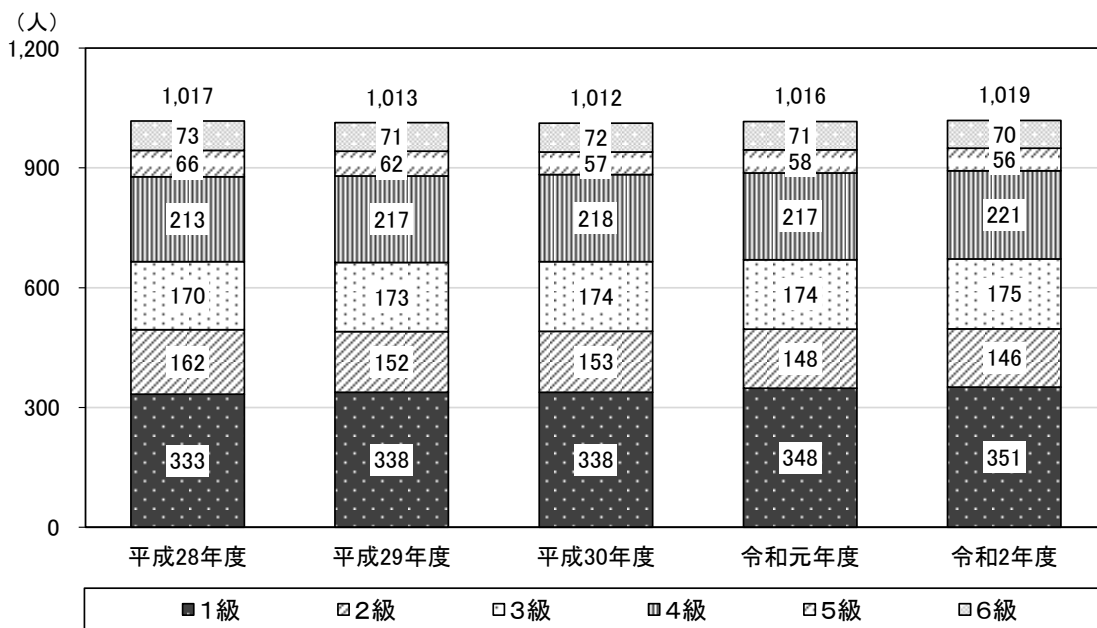
※各年度3月末日現在

## (2) 身体障害者

身体障害者手帳所持者を等級別でみると、令和2年度で1級が351人で手帳所持者数の34.4%、2級が146人で14.3%を占めており、障害者手帳所持者全体の中でも1・2級の重度障害者が48.7%を占めています。

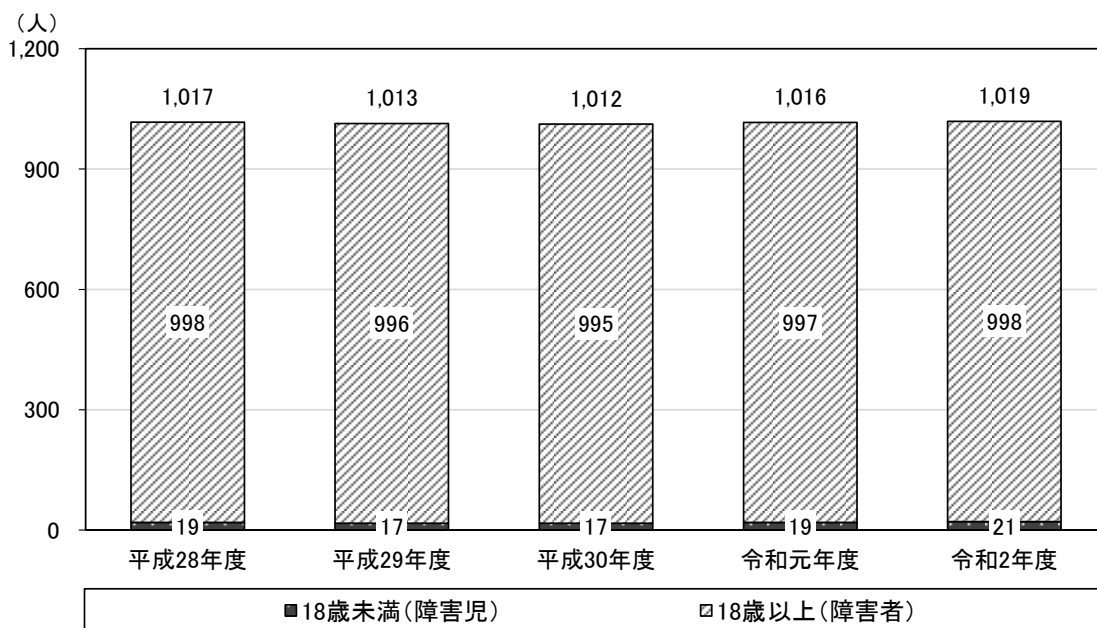
また、年齢別でみると、令和2年度では、18歳以上（障害者）が97.9%を占めています。

【身体障害者手帳所持者数\_等級別】



※各年度3月末日現在

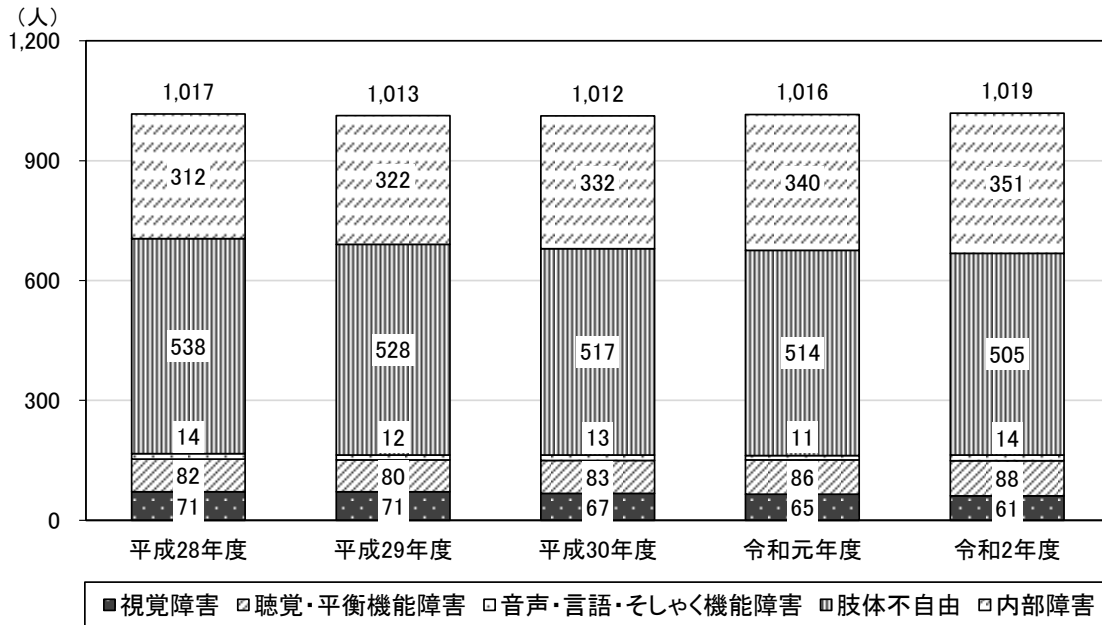
【身体障害者手帳所持者数\_年齢別】



※各年度3月末日現在

身体障害者手帳所持者を障害別で見ると、令和2年度で肢体不自由が 505 人で手帳所持者数の 49.6%、内部障害が 351 人で 34.4%を占めています。

【身体障害者手帳所持者数\_障害別】



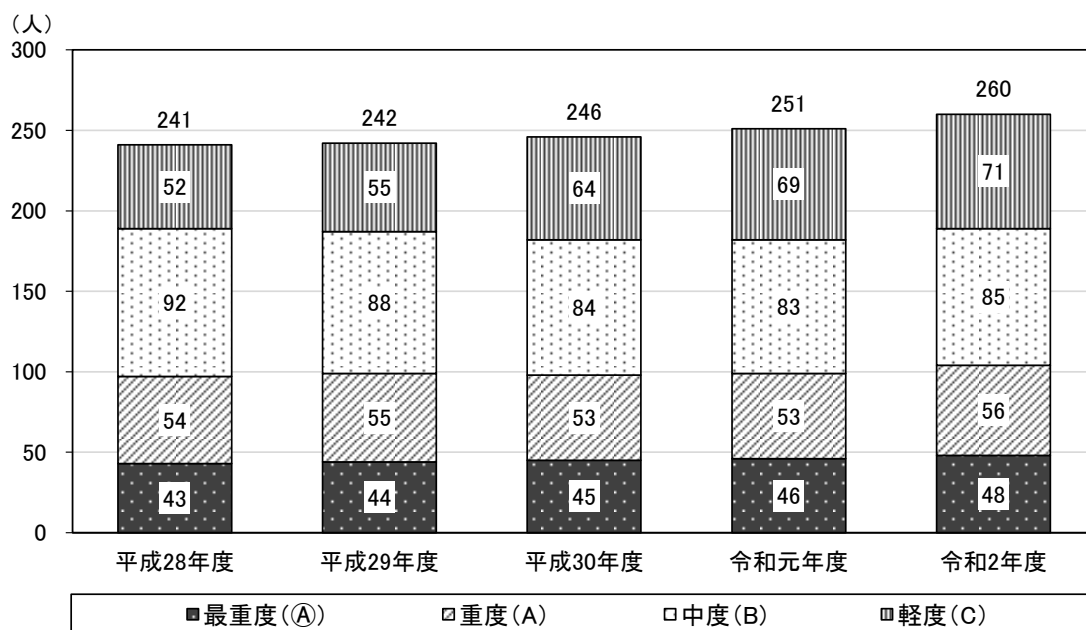
※各年度 3 月末日現在

### (3) 知的障害者

療育手帳所持者を程度別で見ると、令和2年度で重度(Ⓐ、A判定)が40.0%を占めており、中度(B判定)が32.7%、軽度(C判定)が27.3%となっています。

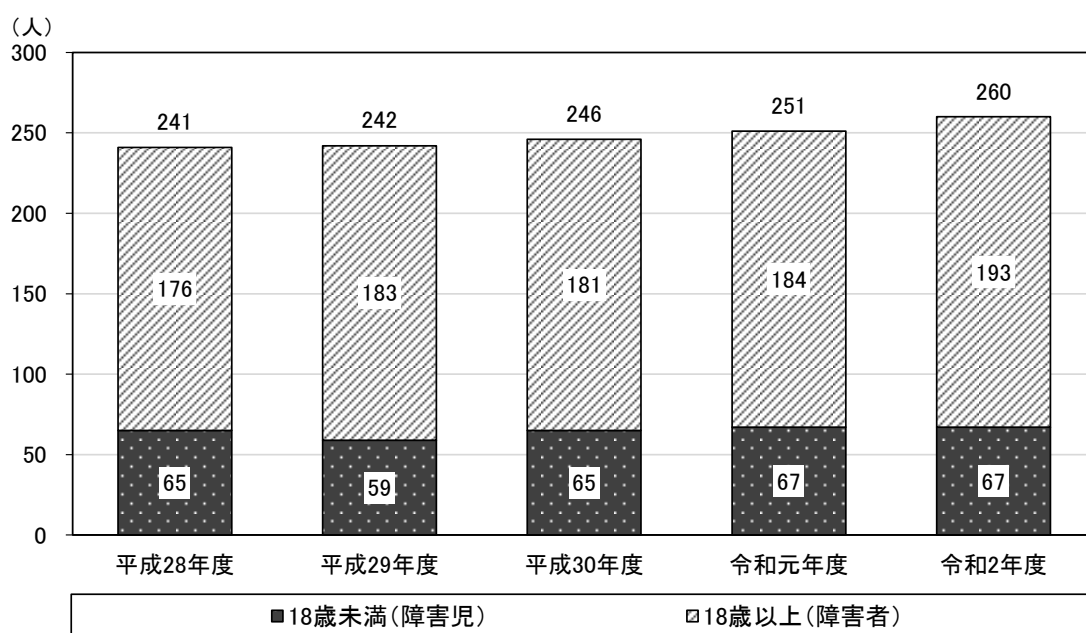
また、年齢別で見ると、令和2年度では、18歳以上(障害者)が74.2%を占めています。

【療育手帳所持者数\_程度別】



※各年度3月末日現在

【療育手帳所持者数\_年齢別】



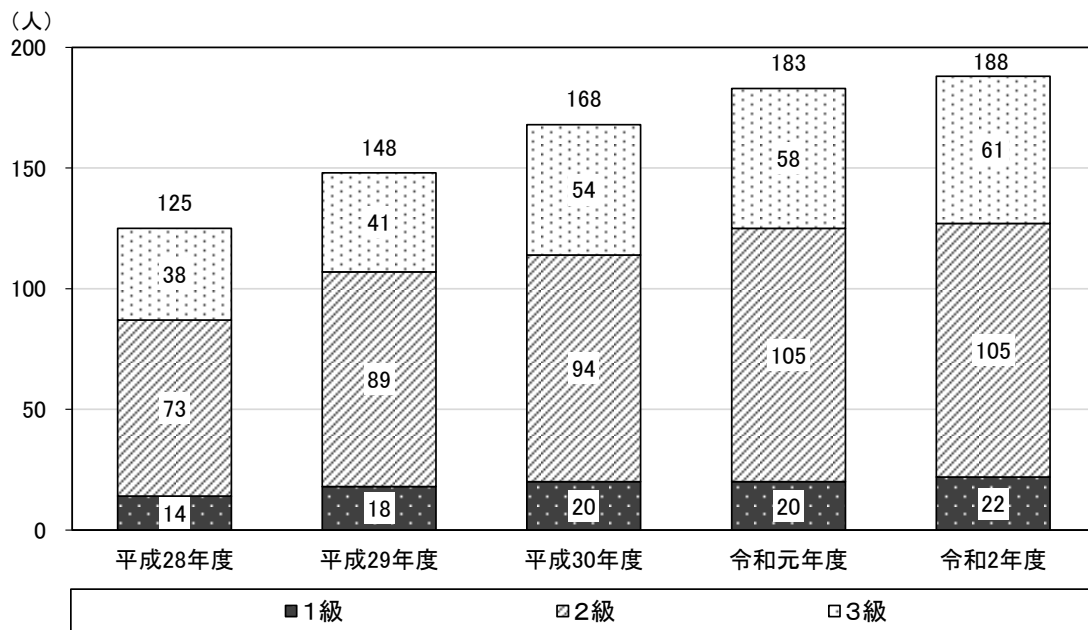
※各年度3月末日現在

#### (4) 精神障害者

精神障害者保健福祉手帳所持者を等級別で見ると、令和2年度で2級が105人で55.9%と最も多く、次いで3級が61人で32.4%、1級が22人で11.7%となっています。いずれの等級も増加傾向で推移しており、令和2年度で手帳所持者数が188人となっています。

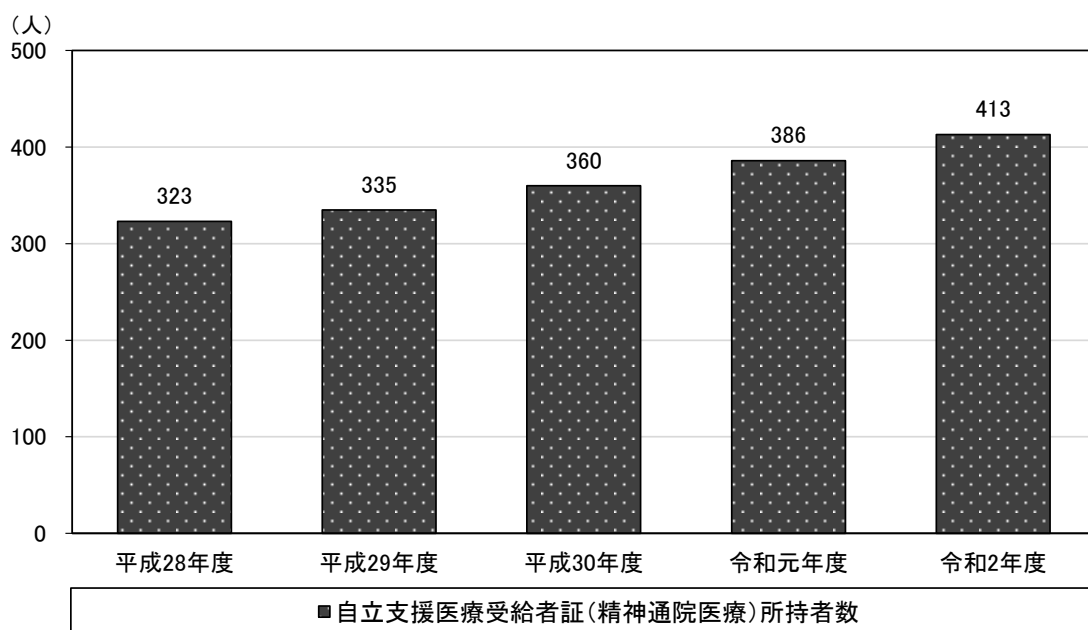
自立支援医療(精神通院医療)受給者数は増加傾向で推移し、令和2年度で413人となっています。

【精神障害者保健福祉手帳所持者数\_等級別】



※各年度3月末日現在

【自立支援医療(精神通院医療)受給者数の推移】



※各年度3月末日現在

## (5) 難病患者

昭和47年10月に当時の厚生省は、いわゆる難病について、従来それぞれの疾患ごとに行ってきた対策を改め、「難病対策要綱」を策定し本格的に推進し50年近くが経過しました。

その後、医療の進歩や患者及びその家族のニーズの多様化、社会・経済状況が変化する中で、原因の解明にはほど遠い疾患があっても、研究事業や医療費助成の対象に選定されていないものがあるなどから総合的な対策を図るため、平成26年5月「難病の患者に対する医療等に関する法律」が公布され、平成27年1月1日施行されました。

難病は、①発病の機構が明らかでない、②治療方法が確立していない、③希少な疾病である、④長期にわたる療養を必要とする、と定義し、難病のうち、①患者数が日本において一定の人数（人口の0.1%程度）に達していない、②客観的な診断基準（又はそれに準ずるもの）が確立している、のいずれの要件を全て満たすものを指定難病として、医療費の一部について公費助成が実施されています。

令和3年11月現在、指定難病は338疾病、小児慢性特定疾病は762疾病となります。

【難病患者数の推移】

	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度
指定難病（特定疾患） 医療給付	194人	193人	198人	198人	215人
小児慢性特定疾病	31人	32人	30人	30人	34人
総数	225人	225人	228人	228人	249人

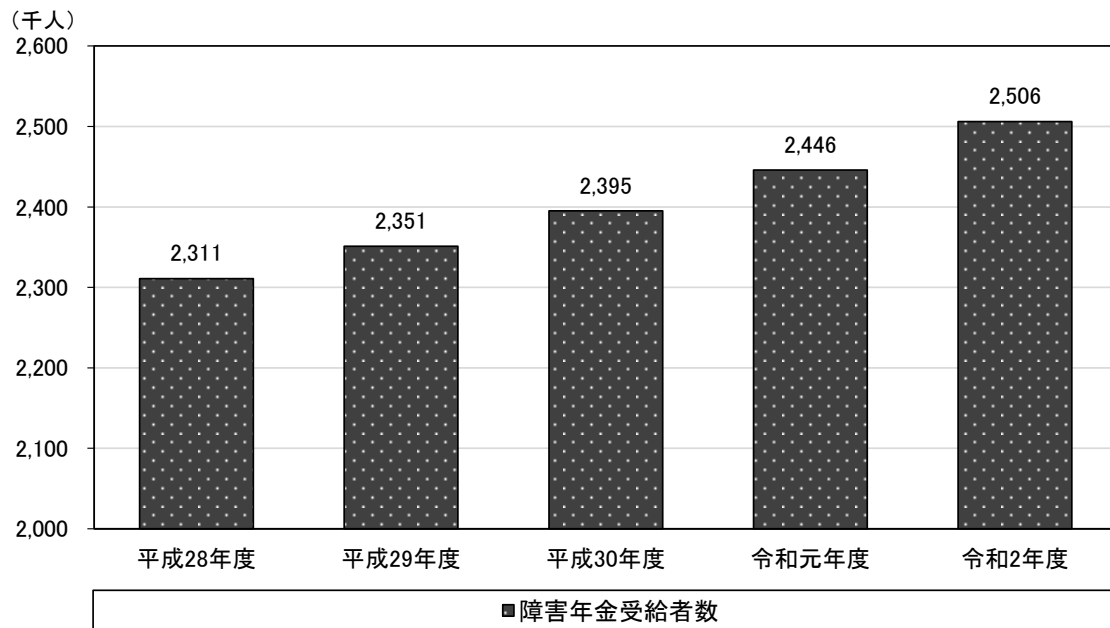
※埼玉県本庄保健所（各年度3月末日現在）



## (6) 障害年金受給者数

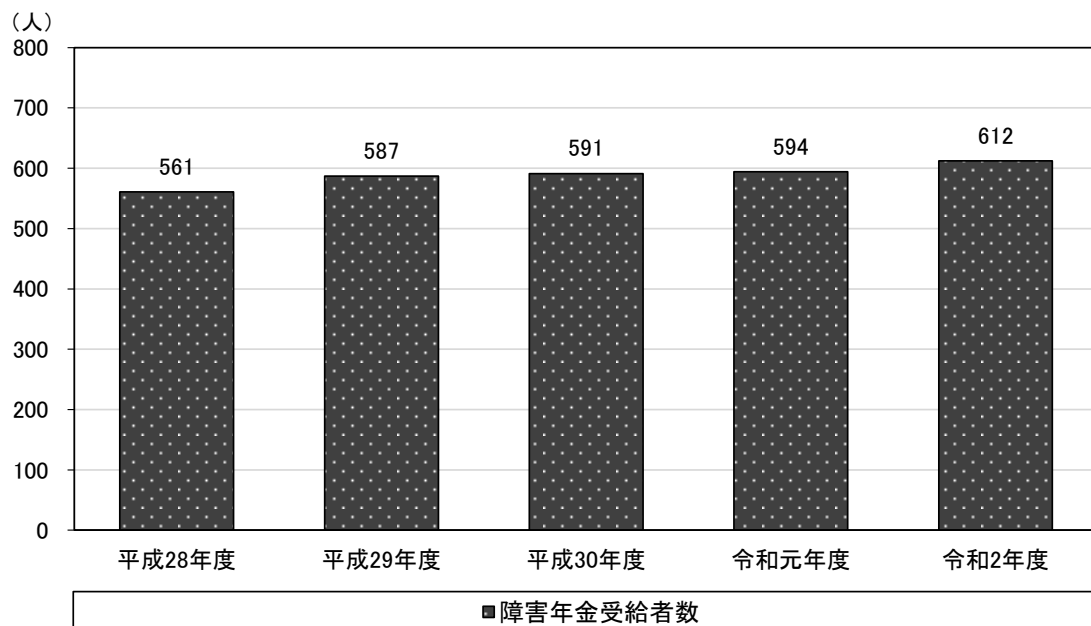
障害年金受給者数は、障害者数の増加に比例して受給者も増加することから、全国的にも増加傾向で推移し、本町でも同様の傾向がみられ、令和2年度で612人となっています。

【障害年金受給者数の推移\_全国】



※厚生年金保険・国民年金事業年報

【障害年金受給者数の推移\_上里町】



※厚生労働省 市町村別年金給付状況 (各年度3月末日現在)

## (7) 障害福祉サービス等の利用者数

サービス利用状況は、利用者が増加しているサービスも多くなっています。

サービス種類別に増加傾向がみられるサービスは、訪問系サービスでは、居宅介護（ホームヘルプ）、日中活動系サービスでは、就労継続支援B型及び就労定着支援、居住系サービスでは、共同生活援助、障害児支援事業では、障害児相談支援事業となっています。

なお、令和2年度の実績では、新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、日中活動系サービスでは、短期入所、障害児支援事業では、放課後等デイサービスなど、利用者数が令和元年度と比べて、著しく減少しているサービスもあります。

### 【訪問系サービスの利用状況】

サービスの種類	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度
居宅介護 (ホームヘルプ)	203人	207人	257人	312人	331人
重度訪問介護	0人	0人	0人	0人	2人
同行援護	0人	0人	0人	0人	0人
行動援護	0人	0人	10人	12人	17人
重度障害者等包括支援	0人	0人	0人	0人	0人
合計	203人	207人	267人	324人	350人

※各年度3月末日現在

### 【日中活動系サービスの利用状況】

サービスの種類	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度
生活介護	756人	802人	854人	834人	812人
自立訓練（機能訓練）	0人	0人	0人	0人	0人
自立訓練（生活訓練）	0人	0人	0人	6人	5人
就労移行支援	47人	100人	77人	98人	98人
就労継続支援A型	17人	3人	28人	37人	25人
就労継続支援B型	518人	525人	572人	635人	630人
就労定着支援	0人	0人	5人	14人	27人
療養介護	40人	36人	36人	36人	37人
短期入所	119人	136人	145人	150人	64人
合計	1,497人	1,602人	1,717人	1,810人	1,698人

※各年度3月末日現在

## 【居住系サービスの利用状況】

サービスの種類	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度
共同生活援助 (グループホーム)	281人	302人	372人	379人	391人
施設入所支援	318人	326人	311人	301人	318人
自立生活援助	0人	0人	0人	0人	0人
合計	599人	628人	683人	680人	709人

※各年度3月末日現在

## 【障害児支援事業の利用状況】

サービスの種類	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度
児童発達支援	55人	75人	43人	85人	131人
放課後等デイサービス	388人	520人	572人	634人	519人
保育所等訪問支援	6人	1人	2人	2人	0人
居宅訪問型児童発達支援	0人	0人	0人	0人	0人
障害児相談支援事業	2人	10人	13人	28人	38人
合計	451人	606人	630人	749人	688人

※各年度3月末日現在

## 【重度心身障害者医療費の助成受給者数の推移】

サービスの種類	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度
身体障害者手帳1・2・ 3級所持者	538人	518人	539人	486人	468人
療育手帳(A)、A、B所 持者	156人	153人	178人	162人	173人
精神障害者保健福祉手 帳1級所持者	9人	14人	19人	14人	18人
後期高齢者医療制度の 障害認定者	17人	17人	23人	12人	13人
合計	720人	702人	759人	674人	672人

※各年度3月末日現在

**【自立支援医療（更生医療・育成医療）受給者数の推移】**

サービスの種類	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度
自立支援医療受給者数 (更生医療・育成医療)	31人	36人	47人	57人	64人

※各年度3月末日現在

**【その他サービスの利用状況】**

サービスの種類	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度
福祉タクシー利用料金 助成制度	83人	77人	73人	76人	59人
重度心身障害者自動車等 燃料費助成の利用者数	126人	131人	136人	106人	111人

※各年度3月末日現在

### 3 障害福祉についてのアンケート調査

#### (1) 調査の概要

##### ①調査の目的

第6次上里町障害者計画を策定するにあたり、障害のある人やその家族が日頃感じていることや、町に対する意見、要望等を踏まえるとともに、今までの施策の点検及び確認をしながら計画を見直していく必要があることから、アンケート調査を実施しました。

##### ②調査対象者

上里町在住の身体障害者（児）、知的障害者（児）、精神障害者（児）、難病患者及びその家族を対象に実施しました。

##### ③配布数及び回収数

	配布数	回収数	有効回収数	有効回収率
障害福祉調査	1,481 件	639 件	638 件	43.1%

##### ④調査期間及び調査方法

- 調査期間：令和2年11月26日から令和2年12月17日まで
- 調査方法：郵送による配布、回収

##### ⑤調査結果の見方について

- 図表中の「n」とは、その設問の回答者数を表しています。障害種別及び18歳未満の回答者数は、下表のとおりです。なお、手帳を重複して所持する方がいるため、障害種別の回答者数を合計したものは、全体より多くなります。

	全体	身体障害者	知的障害者	精神障害者	難病患者	18歳未満
回答者数	638人	475人	93人	76人	46人	31人

- 調査結果の比率は、その設問の回答者数を基数として、小数点第2位を四捨五入して小数点第1位までを示しているため、その合計値が100%にならない場合があります。
- 複数回答の設問の場合、回答比率の合計が100%を超える場合があります。
- 調査の結果は、抜粋して掲載しています。

## (2) 調査の結果 (抜粋)

### ① 調査票への回答者

調査票への回答者については、全体では、「本人が回答」が63.0%で最も高く、次いで「本人の意思に基づき家族や介助する方が回答」が15.5%、「本人の意見を確認することが難しいので家族や介助する方が回答」が12.5%となっています。

単位：%

	全体 n=638	身体障害者 n=475	知的障害者 n=93	精神障害者 n=76	難病患者 n=46	18歳未満 n=31
本人が回答	63.0	68.0	24.7	71.1	60.9	9.7
本人の意思に基づき家族や介助する方が回答	15.5	15.2	26.9	15.8	19.6	35.5
家族や介助する方と相談しながら回答	5.2	3.2	15.1	7.9	6.5	9.7
本人の意見を確認することが難しいので家族や介助する方が回答	12.5	10.5	30.1	3.9	8.7	45.2
無回答	3.8	3.2	3.2	1.3	4.3	0.0

### ② 年齢構成

年齢構成については、全体では、「70歳代」が27.0%で最も高く、次いで「80歳以上」が18.8%、「60歳代」が17.9%となっています。

単位：%

	全体 n=638	身体障害者 n=475	知的障害者 n=93	精神障害者 n=76	難病患者 n=46	18歳未満 n=31
10歳未満	1.3	0.4	6.5	1.3	0.0	25.8
10歳代	4.5	1.1	23.7	9.2	4.3	74.2
20歳代	4.7	1.9	16.1	13.2	0.0	0.0
30歳代	4.5	1.9	11.8	10.5	4.3	0.0
40歳代	7.8	4.6	12.9	27.6	13.0	0.0
50歳代	9.1	8.6	10.8	15.8	8.7	0.0
60歳代	17.9	21.5	5.4	11.8	13.0	0.0
70歳代	27.0	34.3	2.2	5.3	39.1	0.0
80歳以上	18.8	23.2	3.2	2.6	13.0	0.0
無回答	4.4	2.5	7.5	2.6	4.3	0.0

## ③興味を持っている活動

興味を持っている活動については、全体では、「買い物」が36.8%で最も高く、次いで「旅行」が25.4%、「スポーツやレクリエーション」が16.6%となっています。また、「特に活動したくない」は27.0%となっています。

単位：%	全体 n=638	身体障害者 n=475	知的障害者 n=93	精神障害者 n=76	難病患者 n=46	18歳未満 n=31
スポーツやレクリエーション	16.6	14.7	20.4	11.8	8.7	41.9
旅行	25.4	24.2	25.8	19.7	28.3	29.0
買い物	36.8	34.7	45.2	34.2	37.0	32.3
ボランティア活動	4.2	4.4	1.1	3.9	0.0	0.0
障害者団体の活動	3.3	2.3	9.7	7.9	4.3	6.5
趣味などのサークル	15.8	16.6	7.5	15.8	21.7	12.9
講座や講演会などへの参加	4.5	5.3	0.0	6.6	10.9	0.0
地域の行事やお祭り	8.8	8.4	11.8	3.9	8.7	25.8
その他	8.8	8.6	7.5	10.5	8.7	6.5
特に活動したくない	27.0	28.0	22.6	34.2	32.6	22.6
無回答	9.2	9.9	9.7	6.6	2.2	9.7

④外出の際の困りごと

外出の際の困りごとについては、全体では、「利用できる移動手段が限られている」が14.6%で最も高く、次いで「相手との会話が難しい」が11.9%、「障害者のトイレが少ない、建物などに階段が多いなど、バリアフリー化されていない」が8.3%、「歩道が狭く、道路に段差が多い」が8.2%、「周囲の視線が気になる」が7.5%となっています。また、「困っていることは特にない」は43.1%となっています。

単位:%	全体 n=638	身体障害者 n=475	知的障害者 n=93	精神障害者 n=76	難病患者 n=46	18歳未満 n=31
付き添ってくれる人がいない	7.2	7.2	7.5	5.3	13.0	9.7
必要な時に、まわりの人の手助け・配慮が足りない	5.3	5.3	4.3	7.9	8.7	6.5
周囲の視線が気になる	7.5	4.4	12.9	22.4	2.2	16.1
相手との会話が難しい	11.9	8.6	23.7	17.1	8.7	38.7
歩道が狭く、道路に段差が多い	8.2	9.1	5.4	9.2	15.2	6.5
道路に放置自転車などの障害物が多く、歩いたり移動しにくい	1.1	1.5	1.1	0.0	0.0	0.0
障害者のトイレが少ない、建物などに階段が多いなど、バリアフリー化されていない	8.3	9.1	9.7	0.0	10.9	9.7
車を駐車するところがない	2.5	2.5	3.2	1.3	4.3	3.2
利用できる移動手段が限られている	14.6	13.5	16.1	14.5	21.7	9.7
電車やバスがバリアフリーに対応していないなど、交通機関を利用しづらい	3.8	4.4	1.1	1.3	6.5	0.0
その他	7.1	7.4	4.3	7.9	10.9	3.2
困っていることは特にない	43.1	44.4	41.9	38.2	28.3	41.9
無回答	14.4	16.4	9.7	10.5	15.2	6.5



## ⑤通園・通所・通学上で不安に感じること

通園・通所・通学上で不安に感じることについては、全体では、「周囲の人の障害に対する理解が不足している」が22.7%で最も高く、次いで「支援体制が整っていない」が11.4%、「施設・設備が整っていない」、「保育や授業の内容が、個々の障害の程度に配慮したものになっていない」がともに4.5%となっています。また、「特にない」は36.4%となっています。

単位: %	全体 n=44	身体障害者 n=10	知的障害者 n=31	精神障害者 n=9	難病患者 n=2	18歳未満 n=31
他の児童・生徒とふれあう機会が少ない	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
周囲の人の障害に対する理解が不足している	22.7	0.0	29.0	22.2	50.0	32.3
支援体制が整っていない	11.4	0.0	12.9	0.0	0.0	12.9
施設・設備が整っていない	4.5	0.0	6.5	0.0	0.0	6.5
保育や授業の内容が、個々の障害の程度に配慮したものになっていない	4.5	0.0	6.5	0.0	0.0	6.5
その他	4.5	20.0	3.2	0.0	0.0	6.5
特にない	36.4	40.0	35.5	44.4	50.0	41.9
無回答	31.8	40.0	29.0	33.3	0.0	16.1

## ⑥町の広報誌やホームページの閲覧状況

町の広報誌やホームページの閲覧状況については、全体では、「よく見る」が30.4%で最も高く、次いで「時々見る」が29.8%、「ほとんど見ない」が27.0%となっています。

単位: %	全体 n=638	身体障害者 n=475	知的障害者 n=93	精神障害者 n=76	難病患者 n=46	18歳未満 n=31
よく見る	30.4	35.6	12.9	14.5	26.1	9.7
時々見る	29.8	27.6	33.3	31.6	39.1	51.6
ほとんど見ない	27.0	22.7	46.2	44.7	21.7	35.5
その他	1.7	2.1	1.1	3.9	2.2	0.0
無回答	11.1	12.0	6.5	5.3	10.9	3.2

⑦町の広報誌やホームページを見ない理由

町の広報誌やホームページを見ない理由については、全体では、「町の情報に興味がない」が39.0%で最も高く、次いで「インターネット環境がない」が25.6%、「広報誌が届かない」が16.3%となっています。

単位:%	全体 n=172	身体障害者 n=108	知的障害者 n=43	精神障害者 n=34	難病患者 n=10	18歳未満 n=11
町の情報に興味がない	39.0	31.5	51.2	38.2	30.0	54.5
広報誌が届かない	16.3	15.7	14.0	20.6	20.0	18.2
インターネット環境がない	25.6	27.8	20.9	23.5	10.0	18.2
その他	27.9	30.6	27.9	29.4	40.0	27.3
無回答	7.0	8.3	0.0	5.9	10.0	0.0

⑧障害者が仕事に就くために大切だと思うこと

障害者が仕事に就くために大切だと思うことについては、全体では、「事業主や職場の人が障害に対して十分理解していること」が44.7%で最も高く、次いで「障害や健康状態に合った仕事ができること」が40.3%、「障害者を受け入れる職場がたくさんあること」が39.2%となっています。

単位:%	全体 n=638	身体障害者 n=475	知的障害者 n=93	精神障害者 n=76	難病患者 n=46	18歳未満 n=31
自分の技能や能力を高めること	16.3	14.9	18.3	17.1	15.2	19.4
技能・知識の習得のためのセミナーや職業訓練が充実していること	9.2	9.3	10.8	9.2	10.9	16.1
障害者を受け入れる職場がたくさんあること	39.2	37.5	48.4	44.7	32.6	64.5
障害や健康状態に合った仕事ができること	40.3	40.8	39.8	52.6	41.3	35.5
事業主や職場の人が障害に対して十分理解していること	44.7	40.6	59.1	56.6	41.3	74.2
職場の施設や設備が障害のある人にも利用できるように整備されていること	14.9	16.8	10.8	6.6	19.6	12.9
障害者の就職に関する情報が充実していること	10.5	10.9	7.5	14.5	13.0	16.1
仕事について気軽に相談できる人や場所があること	21.8	17.7	29.0	36.8	13.0	32.3
その他	2.4	1.5	6.5	1.3	2.2	0.0
無回答	25.9	29.7	12.9	11.8	39.1	6.5

## ⑨ 障害者が働き続けるための支援として必要だと思うこと

障害者が働き続けるための支援として必要だと思うことについては、全体では、「職場に慣れるまで指導してくれる人がいること」が51.1%で最も高く、次いで「職場に仕事の相談に乗ってくれる人がいること」が46.2%、「仕事を補助してくれる人がいること」が27.7%となっています。

単位: %	全体 n=638	身体障害者 n=475	知的障害者 n=93	精神障害者 n=76	難病患者 n=46	18歳未満 n=31
職場に慣れるまで指導してくれる人がいること	51.1	45.9	65.6	68.4	41.3	77.4
バリアフリー化された設備があること	22.6	26.9	10.8	3.9	28.3	9.7
職場に仕事の相談に乗ってくれる人がいること	46.2	42.7	55.9	57.9	32.6	45.2
仕事を補助してくれる人がいること	27.7	24.6	43.0	31.6	21.7	58.1
障害者に代わって職場に改善してほしいことを伝える人がいること	20.2	17.3	30.1	32.9	26.1	35.5
必要な支援はない	3.1	3.4	3.2	3.9	0.0	3.2
その他	3.4	2.5	7.5	5.3	6.5	6.5
無回答	26.3	30.7	14.0	13.2	37.0	6.5

## ⑩ 悩みごとや心配ごとがあるときの相談状況

悩みごとや心配ごとがあるときの相談状況については、全体では、「つねに相談できている」が33.1%で最も高く、次いで「ときどき相談できている」が25.4%、「あまり相談できていない」が8.8%、「全く相談できていない」が6.3%となっています。また、「相談することはない」は13.2%となっています。

単位: %	全体 n=638	身体障害者 n=475	知的障害者 n=93	精神障害者 n=76	難病患者 n=46	18歳未満 n=31
つねに相談できている	33.1	33.5	33.3	23.7	21.7	41.9
ときどき相談できている	25.4	22.9	33.3	36.8	28.3	32.3
あまり相談できていない	8.8	8.6	7.5	14.5	17.4	6.5
全く相談できていない	6.3	5.9	5.4	10.5	6.5	3.2
相談することはない	13.2	14.5	12.9	9.2	8.7	9.7
無回答	13.3	14.5	7.5	5.3	17.4	6.5

⑪ 悩みごとや心配ごとがあるときの相談先

悩みごとや心配ごとがあるときの相談先については、全体では、「家族・親せき」が79.4%で最も高く、次いで「友人・知人」が34.0%、「病院・診療所」が20.9%、「福祉施設や作業所・ヘルパーなどサービス事業所の職員」が18.5%、「相談支援専門員や介護支援専門員」が9.7%となっています。

単位：%	全体 n=373	身体障害者 n=268	知的障害者 n=62	精神障害者 n=46	難病患者 n=23	18歳未満 n=23
家族・親せき	79.4	84.0	62.9	71.7	78.3	91.3
友人・知人	34.0	36.6	19.4	28.3	26.1	26.1
学校の先生や職場の仲間	8.6	2.6	29.0	21.7	17.4	60.9
相談支援専門員や介護支援専門員	9.7	5.6	22.6	23.9	17.4	13.0
福祉施設や作業所・ヘルパーなどサービス事業所の職員	18.5	13.4	43.5	21.7	26.1	21.7
障害者相談員・障害者団体	3.5	1.5	9.7	10.9	0.0	13.0
病院・診療所	20.9	20.1	19.4	30.4	13.0	13.0
民生委員・児童委員	3.2	4.5	0.0	0.0	0.0	0.0
町役場の福祉相談窓口	7.2	7.1	8.1	10.9	4.3	4.3
保健センター	0.8	0.4	1.6	4.3	0.0	4.3
保健所・児童相談所	1.6	0.7	6.5	4.3	0.0	13.0
社会福祉協議会の職員	1.1	1.1	1.6	0.0	0.0	0.0
その他	3.2	2.2	3.2	8.7	4.3	0.0
無回答	0.5	0.4	0.0	0.0	0.0	0.0

## ⑫ 悩みごとや心配ごとがあるのに、相談ができていない理由

悩みごとや心配ごとがあるのに、相談ができていない理由については、全体では、「気軽に相談できる人がいない」が51.0%で最も高く、次いで「コミュニケーションを取るのが難しい」が41.7%、「身近に相談できる場所がない」が28.1%となっています。

単位: %	全体 n=96	身体障害者 n=69	知的障害者 n=12	精神障害者 n=19	難病患者 n=11	18歳未満 n=3
気軽に相談できる人がいない	51.0	53.6	25.0	57.9	54.5	33.3
身近に相談できる場所がない	28.1	30.4	8.3	42.1	54.5	33.3
相談するのが恥ずかしい	11.5	11.6	16.7	15.8	9.1	33.3
コミュニケーションを取るのが難しい	41.7	33.3	66.7	57.9	18.2	66.7
誰かに頼りたくない	15.6	18.8	0.0	21.1	0.0	0.0
その他	16.7	17.4	8.3	21.1	18.2	33.3
無回答	5.2	5.8	8.3	0.0	9.1	0.0

## ⑬ 日常生活の中で障害を理由とした差別や偏見を感じたこと

日常生活の中で障害を理由とした差別や偏見を感じたことについては、全体では、「ほとんど感じたことはない」が41.2%で最も高く、次いで「まったく感じたことはない」が21.9%、「ときどき感じる」が16.0%となっています。

単位: %	全体 n=638	身体障害者 n=475	知的障害者 n=93	精神障害者 n=76	難病患者 n=46	18歳未満 n=31
よく感じる	6.0	4.8	9.7	11.8	6.5	3.2
ときどき感じる	16.0	13.1	25.8	27.6	17.4	35.5
ほとんど感じたことはない	41.2	42.7	36.6	38.2	50.0	41.9
まったく感じたことはない	21.9	25.3	16.1	10.5	10.9	12.9
無回答	14.9	14.1	11.8	11.8	15.2	6.5

⑭障害のある人への理解を深めるために必要だと思うこと

障害のある人への理解を深めるために必要だと思うことについては、全体では、「障害のある人と接する機会を日頃から多くもつ」が27.1%で最も高く、次いで「学校のカリキュラムの中で、福祉教育を行う」が26.6%、「各種行事への参加を通じて障害のある人への理解を高める」が20.1%となっています。

単位：%	全体 n=638	身体障害者 n=475	知的障害者 n=93	精神障害者 n=76	難病患者 n=46	18歳未満 n=31
学校のカリキュラムの中で、福祉教育を行う	26.6	25.5	30.1	25.0	32.6	45.2
障害のある人と接する機会を日頃から多くもつ	27.1	27.6	35.5	26.3	30.4	38.7
各種行事への参加を通じて障害のある人への理解を高める	20.1	18.5	32.3	18.4	13.0	35.5
企業が積極的に福祉活動に携わる	19.3	17.5	22.6	26.3	15.2	35.5
マスコミを通じて、障害のある人の生活をもっとよく知ってもらう	15.8	14.3	17.2	19.7	23.9	19.4
県や町の広報紙等で、障害のある人に対する理解をよびかける	19.0	18.7	21.5	19.7	26.1	32.3
障害のある人が自立の努力をして、積極的に社会に進出する	19.9	18.5	24.7	21.1	15.2	32.3
その他	2.4	1.9	1.1	7.9	2.2	0.0
わからない	12.7	11.6	18.3	18.4	8.7	9.7
無回答	24.5	28.2	11.8	14.5	26.1	3.2

## ⑮今、困っていること

今、困っていることについては、全体では、「生活費が厳しく経済的に困っている」が13.6%で最も高く、次いで「障害のある人の働く場の確保や就労の定着が図られていないこと」が11.3%、「身近な相談場所がないこと」が10.3%、「地震や台風など災害時の安全が守れていないこと」が8.9%、「障害者や高齢者にやさしい『福祉のまちづくり』が推進されていないこと」が8.5%となっています。また、「特に困っていない」は32.8%となっています。

単位：%	全体 n=638	身体障害者 n=475	知的障害者 n=93	精神障害者 n=76	難病患者 n=46	18歳未満 n=31
障害のある人とない人の交流がなく、相互理解が深まらないこと	8.0	5.9	19.4	13.2	2.2	16.1
ホームページや広報などによる情報提供が充実していないこと	2.5	2.3	2.2	2.6	2.2	6.5
身近な相談場所がないこと	10.3	9.5	12.9	18.4	6.5	12.9
文化、スポーツ、レクリエーション活動に参加できないこと	4.2	4.6	3.2	3.9	4.3	3.2
ホームヘルパーの派遣など、在宅生活支援サービスが充実していないこと	1.9	1.7	3.2	0.0	0.0	3.2
障害者が通所できる施設が整備されていないこと	6.3	5.3	12.9	9.2	6.5	22.6
障害のある人が暮らす住宅が整備されていないこと	5.3	4.8	6.5	6.6	8.7	9.7
手話・点字・音声などのコミュニケーションに困っている	1.4	1.7	0.0	1.3	4.3	0.0
乳幼児期の障害の早期発見や適切な療育が充実していないこと	1.6	0.6	8.6	5.3	0.0	16.1
障害のある人が適切に医療を受けられる体制が整備されていないこと	7.2	6.7	10.8	6.6	13.0	25.8
障害のある子どもたちの特性にあった教育が充実していないこと	3.6	1.9	12.9	6.6	2.2	35.5
障害に対する理解を深めるための教育・周知が充実していないこと	5.2	3.2	9.7	13.2	4.3	12.9
障害のある人の働く場の確保や就労の定着が図られていないこと	11.3	6.9	24.7	26.3	6.5	32.3
障害者や高齢者にやさしい「福祉のまちづくり」が推進されていないこと	8.5	10.1	2.2	3.9	8.7	3.2
地震や台風など災害時の安全が守れていないこと	8.9	10.3	2.2	5.3	19.6	3.2
生活費が厳しく経済的に困っている	13.6	12.0	10.8	28.9	15.2	9.7
その他	3.1	2.9	3.2	5.3	6.5	0.0
特に困っていない	32.8	35.4	29.0	14.5	28.3	22.6
無回答	21.5	24.2	9.7	14.5	19.6	0.0

⑩災害時における1人での避難

災害時における1人での避難については、全体では、「できない」が37.1%で最も高く、次いで「できる」が36.1%、「わからない」が18.3%となっています。

単位:%	全体 n=638	身体障害者 n=475	知的障害者 n=93	精神障害者 n=76	難病患者 n=46	18歳未満 n=31
できる	36.1	35.6	28.0	42.1	19.6	25.8
できない	37.1	38.3	45.2	21.1	52.2	64.5
わからない	18.3	16.6	21.5	30.3	21.7	6.5
無回答	8.5	9.5	5.4	6.6	6.5	3.2

⑪災害時への備え

災害時への備えについては、全体では、「特に準備していることはない」が48.6%で最も高く、次いで「避難場所を確認してある」が34.6%、「災害時の必要品を準備してある」が16.1%となっています。

単位:%	全体 n=638	身体障害者 n=475	知的障害者 n=93	精神障害者 n=76	難病患者 n=46	18歳未満 n=31
避難行動要支援者名簿に登録している	7.4	7.2	9.7	9.2	8.7	6.5
避難場所を確認してある	34.6	35.4	31.2	25.0	32.6	38.7
避難方法について決めてある	11.1	9.5	12.9	15.8	8.7	16.1
災害時の必要品を準備してある	16.1	16.4	17.2	10.5	15.2	25.8
特に準備していることはない	48.6	48.6	52.7	50.0	52.2	51.6
その他	1.9	1.9	3.2	3.9	2.2	0.0
無回答	14.9	16.2	9.7	9.2	13.0	3.2



## ⑱ 災害時における心配ごと

災害時における心配ごとについては、全体では、「避難先の障害者用設備（トイレ、ベッドなど）の有無」が25.4%で最も高く、次いで「避難場所の情報提供や避難方法のアドバイスがないこと」が17.7%、「地域で助け合える体制が整備されていないこと」が14.6%、「避難訓練などへの参加ができていないこと」が13.6%、「避難時の介助人などの確保」が13.3%となっています。また、「特にない」は24.5%となっています。

単位: %	全体 n=638	身体障害者 n=475	知的障害者 n=93	精神障害者 n=76	難病患者 n=46	18歳未満 n=31
避難しやすい避難所が整備されていないこと	13.0	13.9	14.0	7.9	26.1	19.4
避難訓練などへの参加ができていないこと	13.6	15.2	7.5	7.9	17.4	9.7
避難場所の情報提供や避難方法のアドバイスがないこと	17.7	17.3	17.2	23.7	10.9	22.6
地域で助け合える体制が整備されていないこと	14.6	14.1	14.0	11.8	10.9	16.1
避難先の障害者用設備（トイレ、ベッドなど）の有無	25.4	28.6	21.5	11.8	43.5	29.0
避難先の人工透析や在宅酸素など、生命安全・維持装置の有無	8.6	10.9	1.1	3.9	15.2	0.0
避難先の医療処置（ストーマなど）の物品の有無	4.2	5.1	1.1	2.6	10.9	0.0
避難先の特別な食事（アレルギー対応、刻み食、流動食等）の有無	3.8	4.0	2.2	5.3	4.3	0.0
避難先における、視覚障害者や聴覚障害者に配慮した情報提供の有無	5.6	7.2	1.1	3.9	6.5	0.0
避難時の介助人などの確保	13.3	13.1	16.1	3.9	21.7	19.4
避難所における手話通訳者、ガイドヘルパーなどの有無	0.8	1.1	0.0	0.0	0.0	0.0
避難所における補装具などの貸出の有無	5.5	6.5	0.0	1.3	8.7	0.0
その他	5.5	4.6	4.3	17.1	4.3	0.0
特にない	24.5	20.4	37.6	32.9	13.0	48.4
無回答	16.1	17.1	11.8	15.8	8.7	3.2

## 4 障害者団体等へのアンケート調査

### (1) 調査の概要

#### ①調査の目的

第6次上里町障害者計画を策定するにあたり、障害者福祉関連団体等の活動状況や日頃感じていること、町に対する意見、要望等を把握することを目的に、アンケート調査を実施しました。

#### ②調査対象者

上里町内で活動する障害者福祉関連団体等

#### ③配布数及び回収数

	配布数	回収数	有効回収数	有効回収率
障害者福祉関連団体等調査	5件	5件	5件	100.0%

#### ④調査期間及び調査方法

- 調査期間：令和3年11月1日から令和3年11月10日まで
- 調査方法：郵送による配布、回収

#### ⑤調査結果の見方について

- 調査結果の比率は、その設問の回答件数を基数として算出しているため、その合計値が100%にならない場合があります。
- 複数回答の設問の場合、回答比率の合計が100%を超える場合があります。
- 調査の結果は、抜粋して掲載しています。

## (2) 調査の結果（抜粋）

### ①活動を行う上での問題点・課題

活動を行う上での問題点・課題については、「スタッフが不足している」、「スタッフの高齢化が進んでいる」がともに4団体で最も多く、次いで「後継者がいない・育たない」、「活動に対する周囲の理解不足」がともに3団体となっています。

項目	件数	構成比
活動場所の確保が難しい	1	20.0
活動資金の調達に苦労している	2	40.0
スタッフが不足している	4	80.0
スタッフの高齢化が進んでいる	4	80.0
後継者がいない・育たない	3	60.0
若い人が興味を持ち、参加しやすい活動ができていない	1	20.0
スタッフの固定・人事が硬直化している	2	40.0
活動がマンネリ化し、活動が広がらない	0	0.0
支援を必要とする人のニーズにあった活動ができていない	1	20.0
活動に対する周囲の理解不足	3	60.0
町民に情報発信する場や機会が少ない	2	40.0
関連団体との連携がうまくいかない	0	0.0
スタッフの活動意欲の維持が難しい	2	40.0
活動ノウハウの不足	0	0.0
他団体や事例等の情報不足	0	0.0
他の団体やグループと交流する機会が少ない	1	20.0
活動の充実に向けた研修等の機会がない	1	20.0
その他	0	0.0
特に問題はない	0	0.0
無回答	0	0.0
総回答数	27	540.0
回答者数	5	100.0

### ②活動の活発化のために必要だと思うこと

活動の活発化のために必要だと思うことについては、「活動に気軽に参加できる雰囲気があること」、「活動内容に関する情報がよく伝わること、よくわかること」、「活動経費などに対する援助があること」がともに4団体で最も多くなっています。

項目	件数	構成比
近所や地域の人同士で少しでも面識や付き合いがあること	3	60.0
活動に気軽に参加できる雰囲気があること	4	80.0
活動内容に関する情報がよく伝わること、よくわかること	4	80.0
地域活動やボランティア・NPO活動の趣旨をよく啓発すること	2	40.0
家族や職場が活動に理解があること	3	60.0
共に活動する仲間や友人が多いこと	2	40.0
地域の中で活動したい人を活動の場にコーディネートできること	3	60.0
地域活動やボランティア・NPO活動の知識や技術を学ぶ機会や体験の機会があること	2	40.0
活動経費などに対する援助があること	4	80.0
表彰制度があること	1	20.0
相談できる窓口があること	2	40.0
活動のリーダーを育成すること	2	40.0
その他	0	0.0
無回答	0	0.0
総回答数	32	640.0
回答者数	5	100.0

### ③地域の中での問題点・不足していると思うこと

地域の中での問題点・不足していると思うことについては、「近所付き合いが減っていること」が4団体で最も多く、次いで「ひとり親家庭、障害者（児）家庭への偏見があること」、「助け合い、支え合いは必要ないと思う人が多いこと」がともに3団体となっています。

項目	件数	構成比
近所付き合いが減っていること	4	80.0
地域活動に参加しにくい雰囲気があること	1	20.0
ひとり親家庭、障害者（児）家庭への偏見があること	3	60.0
他人に干渉されプライバシーが守られないこと	0	0.0
日中、地域を離れている人が多いこと	2	40.0
地域に関心のない人が多いこと	2	40.0
地域活動への若い人の参加が少ないこと	2	40.0
地域での交流機会が少ないこと	2	40.0
助け合い、支え合いは必要ないと思う人が多いこと	3	60.0
その他	0	0.0
無回答	0	0.0
総回答数	19	380.0
回答者数	5	100.0

## ④障害のある人への住民の理解を深めるために必要な取組

障害のある人への住民の理解を深めるために必要な取組については、「障害に関する講演会や研修会の開催」が5団体で最も多く、次いで「障害や障害者問題に関する広報・啓発活動の推進」、「障害のある人へのボランティア活動の推進」、「障害のある人と町民との交流を通じての理解の促進」、「障害のある人の積極的な社会への進出」がともに4団体となっています。

項目	件数	構成比
障害や障害者問題に関する広報・啓発活動の推進	4	80.0
障害に関する講演会や研修会の開催	5	100.0
障害への理解を深めるために活動する市民団体などへの支援	3	60.0
障害のある人へのボランティア活動の推進	4	80.0
障害のある人と町民との交流を通じての理解の促進	4	80.0
学校等における人権教育の充実	3	60.0
障害のある人の積極的な社会への進出	4	80.0
福祉施設、教育機関等と地域住民との日常的な交流	3	60.0
わからない	0	0.0
特になし	0	0.0
その他	1	20.0
無回答	0	0.0
総回答数	31	620.0
回答者数	5	100.0

⑤上里町が福祉のまちづくりを充実していくうえで、優先して充実すべき取組

上里町が福祉のまちづくりを充実していくうえで、優先して充実すべき取組については、「高齢者や障害のある人が地域で活動できる機会をつくる」が5団体で最も多く、次いで「隣近所など、周囲の理解と協力による見守りなどの支援を行う」、「住民がお互いに助け合い、支え合うまちづくりをすすめる（住民同士や行政との協力等）」がともに4団体となっています。

項目	件数	構成比
隣近所など、周囲の理解と協力による見守りなどの支援を行う	4	80.0
ボランティア団体など町民活動への援助を充実させる	3	60.0
高齢者や障害のある人が地域で活動できる機会をつくる	5	100.0
人が集まり、気軽に相談できる場を充実させる	3	60.0
健康や福祉についての情報提供を充実させる	2	40.0
住民がお互いに助け合い、支え合うまちづくりをすすめる（住民同士や行政との協力等）	4	80.0
健康づくりや生きがいづくりが盛んなまちづくりをすすめる	2	40.0
自宅での生活を支援する在宅福祉サービスを充実させる	3	60.0
高齢者、障害のある人、児童の施設サービスを充実させる	3	60.0
安心して子どもを産み育てられる子育て環境を充実させる	2	40.0
手当など経済的な援助を充実させる	1	20.0
ボランティア活動やNPO活動への支援（参加促進・援助など）	2	40.0
公共交通の利便性の確保をすすめる	1	20.0
道路の段差解消など、バリアフリー化をすすめる	3	60.0
その他	0	0.0
無回答	0	0.0
総回答数	38	760.0
回答者数	5	100.0

**⑥誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせる地域づくりを進めるための課題や困っていることに関するご意見**

自由記述の内容
・障害者や高齢者等に対して24時間の支援体制の整備が必要だと考えます。
・精神障害を持つ人のご家族が、困っている状況を明らかにできず、悩んでいる人が多くいると感じています。
・引きこもりの人たちが相談できる場所づくりや、支援体制が必要だと考えます。
・福祉・介護職の人材不足が課題となっています。
・新型コロナウイルス感染症の影響により、隣近所・地域の交流が減少していると感じます。

**⑦上里町の地域福祉分野の取組を充実していくために、行政や社会福祉協議会、地域等に対するご意見・ご要望**

自由記述の内容
・手話言語条例の制定を要望します。
・上里町が障害者計画に力を入れていると感じました。引き続き障害者がいきいきと安心して暮らせるようなまちづくりを推進して下さい。

**⑧今後の障害者（児）福祉活動等への参画に対するお考え**

自由記述の内容
・障害者（児）に対する理解を深め、差別のない社会をつくってほしい。
・障害を持って生活している人に対して、社会全体が不自由さを少しでもカバーし、胸を張って生きていける世の中になるように手助けをしたいと考えます。
・障害者（児）、家族、職員が気軽に集まれる場所があると良いと考えます。





# 第 3 章

## 計画の基本的な考え方



# 1 基本理念

国の障害者基本計画では、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるという理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指しています。

本計画の基本理念は、町の上位計画である「第5次上里町総合振興計画後期基本計画」の障害者福祉の項目で、「目標とする姿」として掲げた「障害者（児）が地域で支えられながら、いきいきと自立して暮らしています。」とする考え方を踏まえ、障害のある人もない人も、共に支え合う社会づくりを目指す「ノーマライゼーション<sup>※</sup>」の理念のもと、誰もが互いを尊重しながら社会の一員として参加するとともに、障害者の自己実現の支援に向け町民と行政が一体となって取り組むことが、住み慣れた地域で安心して生活できるまちづくりの実現につながることから、本計画の基本理念を次のとおり定めます。

## 【基本理念】

～ ともに生きるまちづくりを目指して ～

※ノーマライゼーション…障害者や高齢者など社会的に不利を受けやすい人々が社会の中で他の人々と同じように生活し、活動することが社会の本来のあるべき姿であるという考え方。

## 2 基本目標

本計画の基本理念を実現するため、5つの基本目標を定め、施策を推進します。

### 基本目標1 理解と共感の推進

障害のある人に対する社会の偏見や差別といった社会的障壁が取り除かれるよう、障害者差別解消法の趣旨に基づき、差別解消に向けて取り組みます。福祉教育等を通じて、障害や障害のある人に対する理解を深めるための啓発活動を、より一層推進していきます。また、障害者虐待防止法に基づき、障害のある人への虐待を防止するとともに、障害のある人の権利擁護のための取組を推進します。

### 基本目標2 地域での暮らしを支える生活支援の充実

障害のある人の地域での生活（暮らし）を支えるため、相談支援体制の強化や適正な障害福祉サービス等の提供に努めます。さらに、保健・医療との連携を図りながら、地域生活支援拠点の整備について検討するなど、地域社会全体でサポート体制の構築に努めます。

### 基本目標3 個性に応じた療育・保育・教育の充実

一人ひとりの障害の状況に応じ、家庭や専門機関などとの連携を図りながら、適切な環境の中で保育が受けられるよう、より一層の早期療育を推進します。そのために、保育所や幼稚園等関係機関との連携を密にし、相談指導体制の充実を図るとともに、障害児の受け入れ体制の整備や学習の機会の確保に努めます。また、保健・医療・福祉、教育、就労等の連携を強化し、子どものライフステージに応じた適切な支援の充実を図ります。

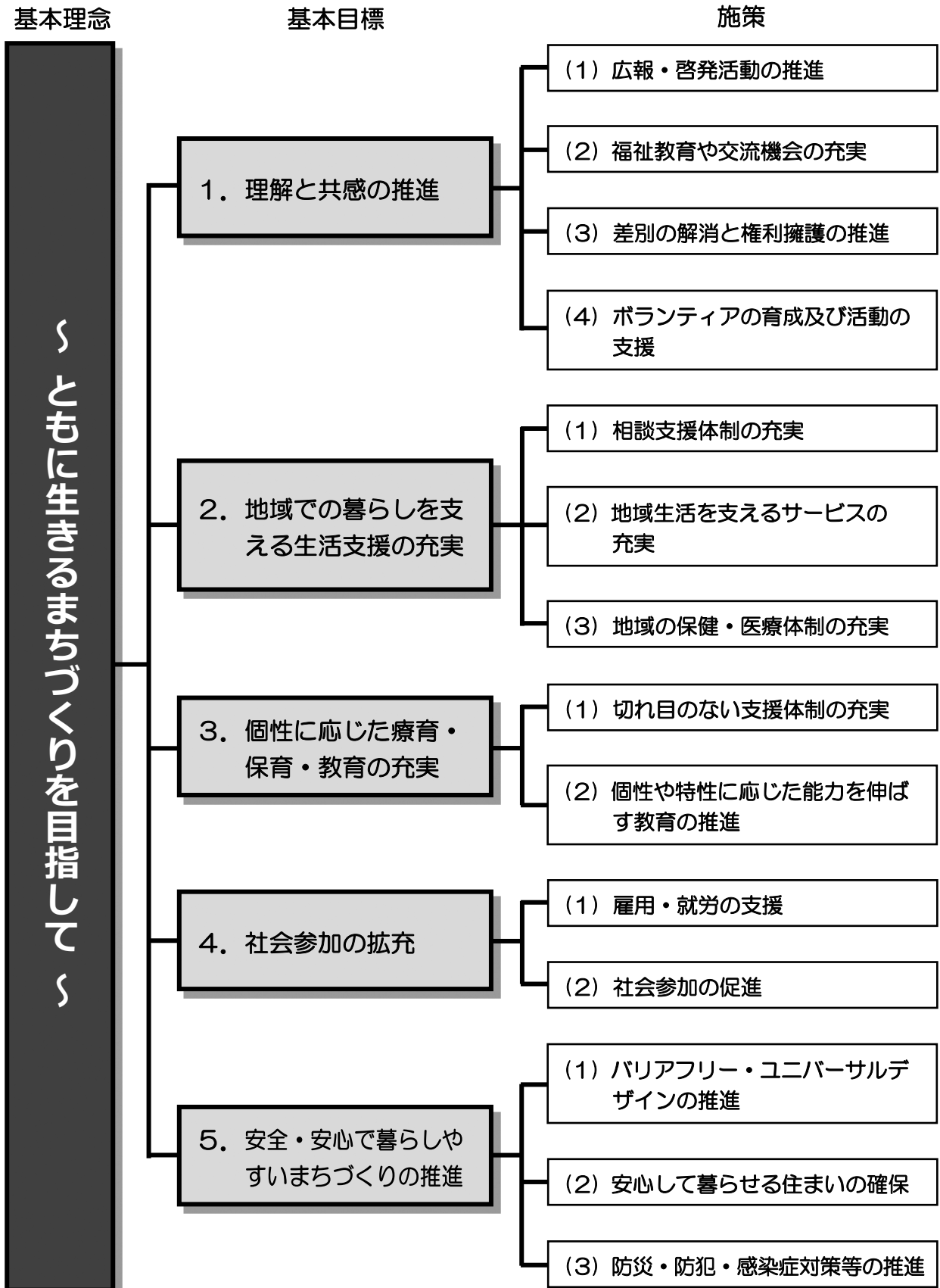
### 基本目標4 社会参加の拡充

障害のある人が、適性と能力に応じて可能な限り仕事を持ち、継続して働けるように、雇用・就労支援の充実を図ります。また、障害のある人の多様な社会活動への参加を促進するため、文化芸術活動やスポーツ・レクリエーション活動の振興、交流機会の拡充、移動支援などに取り組みます。

### 基本目標5 安全・安心で暮らしやすいまちづくりの推進

障害のある人はもとより、誰もが安心して暮らせるようにバリアフリーやユニバーサルデザインの視点を踏まえたまちづくりや情報提供の充実、居住支援を推進します。また、地域住民や関係機関との連携を図りながら、災害時の避難支援や防犯対策に取り組みます。

### 3 施策の体系





# 第 4 章

## 施策の展開





## 基本目標 1 理解と共感の推進

### (1) 広報・啓発活動の推進

障害の有無にとらわれることなく、お互いに人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するためには、町民一人ひとりが障害のある人にとって日常生活や社会生活を営む上で、制約となっている社会的障壁を十分に理解することが必要です。

#### <アンケート調査結果より>

●今、困っていること	
選択肢：障害に対する理解を深めるための教育・周知が充実していないこと	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・全体.....5.2%</li> <li>・身体障害者.....3.2%</li> <li>・知的障害者.....9.7%</li> <li>・精神障害者.....13.2%</li> <li>・難病患者.....4.3%</li> <li>・18歳未満.....12.9%</li> </ul>	<p>全体の結果では、5.2%であるものの、精神障害者及び18歳未満では、障害に対する理解を深めるための教育・周知が充実していないと感じている方が多い傾向にあります。</p>

#### <施策の方向>

●障害や障害のある人への理解を深めるため、啓発活動を推進します。

#### <具体的施策>

施策名	施策の内容	担当課
啓発活動の推進	障害者の理解を深め、ノーマライゼーションの社会実現のため、「広報かみさと」やホームページ、パンフレット、SNS等の多様な広報媒体を活用して、広報・啓発活動を推進します。	町民福祉課 総務課
町の広報誌やホームページ等、障害者の利用にも配慮した構成への改善	町の広報紙やホームページ等で、文字の大きさやレイアウトなど、障害者の利用にも配慮した構成への改善を進めます。	町民福祉課 総務課
関係機関との連携体制の強化	社会福祉協議会、各事業所等と課題を共有するなど連携を強化し、福祉に対する理解の促進を図ります。	町民福祉課 社会福祉協議会

## (2) 福祉教育や交流機会の充実

障害者の人権が尊重され、その能力が発揮できる共生社会を実現するためには、障害や障害者に対する理解を深め、「こころのバリアフリー」を育て広げていく必要があります。

そのためには、幼い頃からの福祉教育や障害者との交流活動を推進することが、子どもの豊かな人間性を育成する上で大きな意義があるものであり、同じ社会に生きる人間として、お互いを正しく理解し、助け合い、支え合って生きていくことの大切さを学ぶ重要な機会であると考えています。

これまで、学校教育の場において、児童・生徒が自らも社会の一員であることを自覚し、よりよい社会づくりに参画する意欲を高めるための福祉教育を推進してきました。また、思いやりや助け合いのこころを育成するために、ボランティア活動や社会貢献活動への参加の促進を図り、地域の関係機関との連携や特別支援学校との交流、共同学習を推進してきましたが、より一層の充実を図る必要があります。

平成28年4月には、障害者差別解消法が施行され、障害のある児童・生徒と障害のない児童・生徒が共に学ぶ仕組みである「インクルーシブ教育」の実現には、特別支援教育への理解を深めることが求められています。

今後、学校教育の場において、このような動きに対応した福祉教育を計画的に推進していきます。また、障害のある人とのコミュニケーションを図ることにより、互いに理解し合い、障害のある人もない人も地域で交流できるようなまちづくりを推進していきます。

### <アンケート調査結果より>

#### ●障害のある人への理解を深めるために必要だと思うこと

上位3位の選択肢

第1位	障害のある人と接する機会を日頃から多くもつ.....	27.1%
第2位	学校のカリキュラムの中で、福祉教育を行う.....	26.6%
第3位	各種行事への参加を通じて障害のある人への理解を高める.....	20.1%

障害のある人と接する機会をもつことや、学校での福祉教育を行うことにより、障害への理解が促進されることが求められています。また、各種行事への参加を通じて障害のある人への理解を高めると考えている方も多いことから、町民の各種行事への参加を促進する取組も必要であると考えられます。

### <施策の方向>

●福祉教育や交流活動を通じて、「こころのバリアフリー」を育みます。

## ＜具体的施策＞

施策名	施策の内容	担当課
福祉教育の推進	保育所や幼稚園において、障害児と障害のない児童がふれ合い、共に活動する機会を設け、社会参加意欲と思いやりの心を育みます。	子育て共生課 学校教育課
福祉教育体制の整備と充実	福祉教育を推進する上では、学校教育に携わる教職員の福祉に対する理解が必要になってくるため、研修や情報交換等の機会の場を設け、教職員の理解を深め、充実した福祉教育に努めるとともに、福祉教育を積極的に推進します。	学校教育指導室
福祉教育の推進	学校教育の場において、児童・生徒の発達段階に応じ、福祉についての理解を深める指導を行うとともに、障害のある児童・生徒とそうでない児童・生徒が互いに活動する場・学べる場をつくり、互いに認め合い、助け合い、支え合う心を育むことで、豊かな人間性を育成します。	学校教育指導室
福祉教育の実施	各教科、総合的な学習の時間及び特別活動等において、地域の人々や社会福祉施設等の理解・協力を得ながら福祉教育を実施し、体験活動を通じて、知・徳・体の調和のとれた人間形成を図ります。	学校教育指導室
交流・ふれあいの場の拡大及び支援	障害者スポーツ等を通じた社会参加の推進など様々な行事やイベントに際し、障害者に配慮した企画や環境づくりを行い、障害のある人とない人がふれあえる場の提供を行います。	町民福祉課 社会福祉協議会
福祉に関する各種事業の推進	講演会や作品発表の場、各種行事の開催を推進します。	町民福祉課 社会福祉協議会
障害者理解に関する講座や講演会等の開催	町民の福祉意識を高めるため、生涯学習や地域活動において、障害者理解に関する講座や講演会等の開催を進めます。	生涯学習課

### (3) 差別の解消と権利擁護の推進

平成28年4月には、障害を理由とする差別の解消を推進することにより、すべての人が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指す「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が施行され、行政サービス等における合理的配慮を行い、障害を理由とする差別の解消の推進に取り組む必要があります。

権利擁護の推進では、自分自身で選択や責任ある決定をすることが困難な人のために、本人の人権や利益などを擁護する役割を担う家族や支援者などが本人の意思を理解した上で代弁、代行できる体制整備が必要です。平成29年3月には成年後見制度利用促進基本計画が閣議決定され、保健・医療・福祉の連携だけでなく、新たに専門職等も含めた連携の仕組み（権利擁護支援の地域連携ネットワーク）の構築が求められています。本町の福祉部門計画である上里町地域福祉計画、上里町高齢者福祉計画など、成年後見制度の利用促進に関連する他計画との整合を図りながら、成年後見制度の普及・啓発の推進、地域連携ネットワークの構築、相談窓口の設置など、成年後見制度の利用促進に係る取組を強化します。

また、障害者に対する虐待の禁止等を目的として、平成24年10月に「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」が施行されました。関係機関や地域住民のネットワーク体制を構築し、虐待を早期に発見する体制を整えることが必要です。

#### <アンケート調査結果より>

##### ●日常生活の中で障害を理由とした差別や偏見を感じたこと

選択肢：「よく感じる」と「ときどき感じる」の合計値

・全体.....	22.0%
・身体障害者.....	17.9%
・知的障害者.....	35.5%
・精神障害者.....	39.4%
・難病患者.....	23.9%
・18歳未満.....	38.7%

全体の結果では、約2割であるものの、知的障害者及び精神障害者、18歳未満においては約4割と、差別事象の経験が多い傾向がみられます。

#### <施策の方向>

- 障害のある人の人権を守り、差別の解消を推進します。
- 障害のある人の人権を守るため、成年後見制度の周知及び制度利用のための支援を行います。
- 障害のある人の尊厳を傷つける様々な虐待の防止策に努めます。

## ＜具体的施策＞

施策名	施策の内容	担当課
成年後見制度利用支援と権利擁護の推進	<p>障害者の意見を尊重し、自立した生活を支援するため、人権や財産保全等、権利擁護に関する「成年後見制度」や「日常生活自立支援事業」(埼玉県社会福祉協議会)などの実施を促進します。成年後見相談ダイヤル事業を実施し、対象者の状況に応じて関係機関と連携し、相談・利用の推進に努めます。</p> <p>広報紙への成年後見制度や成年後見相談ダイヤルのお知らせの掲載等により、周知を図るほか総合相談支援業務において成年後見制度が必要な方や親族等に対し、引き続き制度の説明を行います。</p>	<p>高齢者いきいき課 町民福祉課 社会福祉協議会</p>
日常生活自立支援事業(あんしんサポートねっと)の実施	<p>障害のある人が地域で安心して自立した生活を送ることができるよう、暮らし、福祉などに関する相談に対応します。福祉サービス利用の援助や、預貯金通帳及び印鑑などの保全、日常的な金銭管理等を支援します。</p>	<p>社会福祉協議会</p>
障害者虐待防止対策	<p>障害のある人の虐待に気づいた方や本人が、速やかに通報する意識を持てるよう、障害者虐待防止法の意識啓発を推進します。</p> <p>また、通報により早めの対応や支援に努め、虐待を受けている方だけでなく、その家族が抱える問題の解決につなげていきます。</p>	<p>町民福祉課</p>
児童虐待の早期発見・対応の体制の強化	<p>児童虐待の未然防止、早期発見・対応及び再発防止の継続的サポートを行うため、「要保護児童対策地域協議会」の機能を強化して関係機関との連携を図ります。また、令和4年度より「子ども家庭総合支援拠点」を整備して、相談支援体制の充実を図ります。</p>	<p>子育て共生課</p>
障害者差別解消の推進	<p>障害者及び関係者からの差別に関する相談に応じ、関係機関との連携を図ります。</p> <p>障害のある人の差別解消への理解を深めるよう、町民や企業にも広く周知し、社会全体で障害のある人の差別解消と合理的配慮の提供の取り組みが展開されるよう努めます。また、広報紙や町ホームページなどで周知・啓発を図ります。</p>	<p>町民福祉課 総務課</p>

施策名	施策の内容	担当課
障害者差別解消法の浸透	障害者差別解消法の趣旨を踏まえ、社会全体で障害のある人の差別解消と合理的配慮についての理解を深めるため、職員等を対象とした、障害理解に関する研修内容と参加機会の充実を図ります。	総務課

## (4) ボランティアの育成及び活動の支援

ボランティア団体や障害者団体は、障害のある人が地域で生活をしていく上で重要な役割を担っています。障害のある人が、住み慣れた地域で安心して生活していくためには、必要に応じて公的なサービス（公助）を利用するほか、障害のある人やその家族（自助）、あるいは住民同士（互助）、社会保険制度など（共助）が支えていく必要があります。日常生活の中で生まれる障害のある人の様々なニーズに対して、自助・互助・共助・公助を柔軟に組み合わせながら、地域全体が連携して取り組むことが重要となっています。

### <アンケート調査結果より>

●興味を持っている活動	
選択肢：障害者団体の活動	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・全体.....3.3%</li> <li>・身体障害者.....2.3%</li> <li>・知的障害者.....9.7%</li> <li>・精神障害者.....7.9%</li> <li>・難病患者.....4.3%</li> <li>・18歳未満.....6.5%</li> </ul>	<p>障害者団体の活動に対する興味について、障害種別でみると、知的障害者が最も多く、次いで精神障害者、難病患者となっています。また、児童のほうに、障害者団体への活動に対して、興味を持っている方が多い傾向がみられます。</p>

### <施策の方向>

- 社会福祉協議会等と連携し、ボランティア活動を促進します。
- 地域で中心となる人材の育成や活動の場の確保、活動の情報提供等により、地域で支え合う風土を醸成します。

### <具体的施策>

施策名	施策の内容	担当課
ボランティアの活動支援	ボランティア個人・団体及び障害者のサークル活動等に対して、活動の場や情報提供、活動上の相談支援等を行います。 また、ボランティア活動をしたい人とボランティアに来て欲しい人をつなぎます。	町民福祉課 社会福祉協議会
ボランティア育成の推進	ボランティアコーディネーターの設置などにより、多くの町民がボランティア活動に積極的に参加できるよう支援します。ボランティアを始めようとする人のために、ボランティア講座や研修を開催します。	社会福祉協議会

施策名	施策の内容	担当課
地域福祉活動・在宅福祉サービスの推進	地域における福祉活動を進めるため、上里町社会福祉協議会による活動を促進します。 日常生活自立支援事業／学校等における福祉教育の促進／在宅福祉サービスの促進 など	町民福祉課 社会福祉協議会
民生委員・児童委員の活動推進	民生委員・児童委員による相談活動、福祉サービス等の情報提供など、身近な地域における活動を促進します。	町民福祉課 社会福祉協議会



## 基本目標 2 地域での暮らしを支える生活支援の充実

### (1) 相談支援体制の充実

障害のある人が、必要なサービスや支援を主体的に選択でき、地域で安心して暮らし、個人の尊厳にふさわしい充実した地域生活や社会生活を営むことができるよう、地域生活に関する様々な情報提供や支援を一層充実していくとともに、複雑化・多様化する生活課題に総合的かつ専門的に対応できるよう、相談支援体制の充実が必要です。

#### <アンケート調査結果より>

●悩みごとや心配ごとがあるときの相談状況	
選択肢：「あまり相談できていない」と「全く相談できていない」の合計値	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・全体.....15.1%</li> <li>・身体障害者.....14.5%</li> <li>・知的障害者.....12.9%</li> <li>・精神障害者.....25.0%</li> <li>・難病患者.....23.9%</li> <li>・18歳未満.....9.7%</li> </ul>	相談が（あまり）できていない状況は、障害種別で見ると、精神障害者が最も多く、次いで難病患者、身体障害者となっています。また、18歳未満においては約1割が、相談が（あまり）できていない状況となっています。

●悩みごとや心配ごとがあるのに、相談ができていない理由	
上位3位の選択肢	
第1位 気軽に相談できる人がいない.....	51.0%
第2位 コミュニケーションを取るのが難しい.....	41.7%
第3位 身近に相談できる場所がない.....	28.1%
相談ができていない理由は、気軽に相談できる人がいないことや、コミュニケーションが困難という理由が上位に挙げられていますが、障害種別により理由も異なる傾向がみられることから、障害種別に応じた相談支援が必要であると考えられます。	

#### <施策の方向>

●障害のある人やその家族が地域で安心して生活ができるように、総合的かつ専門的な相談支援が行える体制整備に努めます。

＜具体的施策＞

施策名	施策の内容	担当課
総合相談支援体制の整備	地域住民の複雑化・複合化したニーズに対応するため、町内外の相談支援関係機関や庁内関係課との連携を図り、障害者が抱える課題や複合的課題に対応できるよう総合相談支援体制を整備します。	町民福祉課 高齢者いきいき課 子育て共生課 健康保険課
児玉郡市自立支援協議会への参加	児玉郡市自立支援協議会にて、各市町や各事業所等と連携し、相談支援体制の強化に努めます。	町民福祉課
専門相談窓口・関係機関の周知	障害・難病・高次脳機能障害の専門相談や情報提供を実施する埼玉県リハビリテーションセンター等関係機関の周知を図ります。	町民福祉課
障害者相談支援事業	障害者の様々な相談に応じるため、児玉郡市1市3町にて3法人に相談業務を委託し、障害者への幅広い相談支援に努めます。	町民福祉課
障害者相談員の設置	障害者相談員を設置し、障害者又はその家族等からの相談に応じ、必要な指導助言等を行うことにより、障害者又はその家族等への支援の向上を図ります。	町民福祉課
生活困窮に関する相談	社会福祉協議会やアスポート相談支援センターと連携し、適切に対応していきます。	町民福祉課
手話講習会の推進	日常生活の場面で活用できる簡単な手話表現を学ぶとともに、聴覚障害者の自立と社会参加及び障害者への理解促進のための手話講習会を開催します。	社会福祉協議会

## (2) 地域生活を支えるサービスの充実

本町では、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス等の円滑な提供に努めていますが、社会資源が限られている中、高齢化や核家族化の進行、親亡き後など、今後もサービスに対するニーズは増加し、ますます多様化することが予想されます。

平成30年4月には、一部改正された「障害者総合支援法」と「児童福祉法」が施行され、障害のある人の多様化するニーズにきめ細かく対応するための支援の拡充を目的とし、サービスの質の確保・向上を図り、障害のある人が真に必要なとする障害福祉サービス等を提供していくことが必要となりました。

また、障害のある人が生活の安定を図るためには、障害のある人のライフステージに合わせた支援が重要であるため、福祉サービスの利用方法や各種手当などをわかりやすく周知していく必要があります。

### <アンケート調査結果より>

●今、困っていること	
上位3位の選択肢	
第1位	生活費が厳しく経済的に困っている.....13.6%
第2位	障害のある人の働く場の確保や就労の定着が図られていないこと.....11.3%
第3位	身近な相談場所がないこと.....10.3%
今、困っていることでは、日常生活を営む上での生活費や、働く場の確保及び就労の定着に対する内容が上位に挙げられていることから、生活状況に応じた多様な支援を提供する必要があると考えられます。	

### <施策の方向>

- 障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく障害福祉サービスをはじめ、障害のある人の地域生活を支援する各種サービスの提供基盤の整備・拡充を目指します。
- 障害のある人の経済的自立と、その家族の生活の安定を図ります。

＜具体的施策＞

施策名	施策の内容	担当課
障害福祉サービス等の充実	障害福祉サービス等の提供により、障害のある人の地域生活を支援します。 サービスの提供にあたっては、日中活動の場の充実や事業者との連携強化を図るなど、充実したサービスの提供に努めます。 また、一人暮らしへの移行を希望する知的障害又は精神障害のある人などに対する自立生活支援や、重度障害のある人又は医療的ケアが必要な人に対する支援の充実に努めます。	町民福祉課 社会福祉協議会
地域生活支援事業の推進	障害者総合支援法では、市町村が地域で生活する障害のある人のニーズを踏まえ、地域の実情に応じて柔軟に実施する事業として、地域生活支援事業を位置づけています。地域で生活する障害のある人の自立した日常生活や社会生活の充実に努めます。	町民福祉課
高齢障害者等への支援体制の強化	高齢者になっても、必要なサービスが切れ目なく利用できるように、障害福祉サービスと介護保険サービスの連携を強化します。	町民福祉課 高齢者いきいき課
障害年金及び各種手当の情報提供の強化	障害者の生活の安定に寄与している障害基礎年金、特別障害者手当、障害児福祉手当等について、障害者に対して各種手当てに関する情報提供の強化を図ります。	健康保険課 町民福祉課 子育て共生課
経済的支援の充実	補装具費支給制度、日常生活用具給付制度、各種運賃や料金割引等に関する情報提供の強化を図ります。	町民福祉課
福祉機器貸出事業の推進	車いす等、福祉機器の貸出の充実に努めます。	社会福祉協議会
生活福祉資金貸付制度の推進	上里町社会福祉協議会で実施している「生活福祉資金の貸付事業」（埼玉県社会福祉協議会受託事業）の周知を図り、効果的な活用を促進します。	社会福祉協議会 町民福祉課

### (3) 地域の保健・医療体制の充実

「上里町健康づくり推進総合計画」に基づき、各種保健事業の実施を通じて、障害の原因となる疾病等の早期発見・早期療養及び重症化予防などに努める必要があります。

また、障害のある人が安心して生活を送るためには、それぞれの障害のある人の特性に合った保健・医療・リハビリテーションなどの相談に応じられる環境が求められています。保健所や近隣市町と連携した医療情報の収集や情報提供体制の強化などにより、保健・医療体制の充実を図り、包括的な支援体制を構築するとともに、必要な医療を継続的に受けられるよう、各種医療費の負担軽減を図る必要があります。

#### <アンケート調査結果より>

●今、困っていること	
選択肢：障害のある人が適切に医療を受けられる体制が整備されていないこと	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・全体.....7.2%</li> <li>・身体障害者.....6.7%</li> <li>・知的障害者.....10.8%</li> <li>・精神障害者.....6.6%</li> <li>・難病患者.....13.0%</li> <li>・18歳未満.....25.8%</li> </ul>	<p>全体の結果では、7.2%であるものの、知的障害者及び難病患者では1割を超えている状況です。また、18歳未満では、約3割の方が困りごととして感じていることから、特に障害のある児童が適切な医療が提供される体制を望んでいることがわかります。</p>

#### <施策の方向>

- ライフステージごとに健康づくりに向けたアプローチを行い、町民一人ひとりが自らの健康について考え、行動することができるよう取り組んでいきます。
- 障害のある人が安心して医療機関で受診できるように、保健所、医師会、歯科医師会、関係機関、近隣市町と協力しながら、保健・医療体制の充実に努めます。

＜具体的施策＞

施策名	施策の内容	担当課
疾病・障害等の早期発見・早期対応の推進	乳幼児健康診査を実施し、疾病・障害等の早期発見、早期対応を図り発達支援を推進します。	健康保険課
各種検診事業の推進	生活習慣病の予防・改善のために健康診査及びがん検診事業を実施します。また、受診率向上に努めます。	健康保険課
健康づくり・介護予防普及啓発	関係課との連携により、個々の心身機能の低下を予防し、健康状態を把握して生活習慣病の悪化防止・改善を図るとともに、健康相談・健康教育などを実施します。	高齢者いきいき課
心の健康の保持増進	心の病気を心配している人やその家族等に対して相談支援を行い、心の病気の早期発見に努め、医師や専門家等へ繋げるなど、心の健康の保持増進を図ります。	町民福祉課 健康保険課
障害に対する適切な医療費給付制度の充実	①自立支援医療費 医療費の自己負担額を軽減し、障害のある人が自立した生活を営むことができるよう、適正な医療給付を実施します。 ②重度心身障害者医療費 重度障害のある人やその家族が安心して受診できるよう医療費の自己負担を助成し、経済的負担の軽減を推進します。	町民福祉課
連携体制の推進	地域全体で総合的かつ効率的に各種の在宅サービスを提供できる体制の構築に努めます。	町民福祉課 高齢者いきいき課 社会福祉協議会
緊急通報システム事業	病気により急な発作の恐れがあり、常時注意を要する一人暮らしの高齢者や重度心身障害者に対し、緊急通報システムの貸与を行います。	高齢者いきいき課

## 基本目標3 個性に応じた療育・保育・教育の充実

### (1) 切れ目のない支援体制の充実

乳幼児期から学齢期、成年期、高齢期に至るまで、障害のある人が地域の中で、いきいきと成長し、その人らしく自立した生活を実現するために、保健・医療・福祉、教育、就労等の連携を強化し、それぞれのライフステージに応じた切れ目のない支援を得ることが必要です。

障害のある子どもの保護者は、子どもの発育・発達や将来の生活、介助者がいなくなることなど、様々な不安や心配を抱えています。

障害のある子ども一人ひとりの個性を生かしながら将来の自立を見据えて、子ども本人に対する支援のほか、保護者に対しても、第一の療育者として精神的な支援や療育についての指導を行うなど、療育相談支援の充実を図る必要があります。

#### <アンケート調査結果より>

●今、困っていること	
選択肢：乳幼児期の障害の早期発見や適切な療育が充実していないこと	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・全体..... 1.6%</li> <li>・身体障害者..... 0.6%</li> <li>・知的障害者..... 8.6%</li> <li>・精神障害者..... 5.3%</li> <li>・難病患者..... 0.0%</li> <li>・18歳未満..... 16.1%</li> </ul>	乳幼児期における障害の早期発見や適切な療育については、特に知的障害者及び18歳未満で充実していないと考える方が多い傾向がみられます。

#### <施策の方向>

- 関係機関との連携により、障害のある子どもの支援体制の強化を図ります。
- 適切な発育・発達支援につなげられるように、疾病や障害の早期発見、早期療育、相談体制の強化等に努めます。

＜具体的施策＞

施策名	施策の内容	担当課
切れ目ない相談・支援体制の整備	<p>発達等の遅れのある乳幼児の保護者等に対して連続した支援体制を図るとともに、乳幼児期から学齢期にかけて連携した相談体制がとれるよう努めます。</p> <p>障害福祉サービスである「相談支援事業所」の利用により、保護者の不安などの相談に応じ、児童の適性に合ったサービス等利用計画を作成し、その後の適切な福祉サービスへと繋げます。</p> <p>また、障害福祉事業所等との意見交換会、本庄特別支援学校との卒業後の進路に向けての検討会、ハローワークとの就労支援の連携等に努めます。</p>	<p>町民福祉課 健康保険課 学校教育指導室</p>
乳幼児期の発達に関する相談の充実	<p>運動、精神発達の遅れがあり経過観察になった乳幼児に対し、理学療法士、言語聴覚士、臨床心理士による個別相談を実施し、必要に応じて適切な医療や療育へつなげていきます。</p>	健康保険課
子どもの発達支援巡回事業	<p>発達障害児など発達が気になる子供（以下「発達障害児等」という。）への早期支援を推進するため、発達障害の専門的な知識を有する者が上里町内の保育所・幼稚園・地域子育て支援センターを巡回して保育士等に対して発達障害児等及びその保護者への支援手法についての助言・指導を行います。</p>	町民福祉課
障害児の保育・教育の推進	<p>集団保育・教育が可能な障害児について、社会への適応力を効果的に伸ばすため、保育士等の研修会への参加を促します。</p>	子育て共生課
保育所における障害のある児童の受け入れの推進	<p>必要に応じて保育所での加配保育士の配置や障害のない児童との統合保育を進めます。</p>	子育て共生課
学童保育における障害のある児童の受け入れの推進	<p>学童保育について、障害児の受け入れ体制を整えるため、指導員研修の充実や状況に応じた指導員の増員等を推進します。</p>	子育て共生課
障害児福祉サービスの推進	<p>児童福祉法に基づく障害児通所支援の給付を継続し、障害の程度やその人の状態に応じた活動場所の確保に努めます。</p>	町民福祉課



施策名	施策の内容	担当課
障害児の療育の推進	身体障害者手帳の交付対象とならない軽度又は中等度の難聴児に対して、補聴器の購入費用の一部を補助することにより、言語の習得等、難聴児の健全な発達を支援するため、難聴児補聴器購入費補助事業を実施します。	町民福祉課

## (2) 個性や特性に応じた能力を伸ばす教育の推進

障害のある子どもの能力や可能性を最大限に伸ばし、自立した社会生活を送るために必要な力を培うためには、一人ひとりの個性や障害の状態などに応じた教育・保育が求められており、その実現には、教職員の特別支援教育に対する理解や指導力を高めていく必要があります。

また、共生社会の実現に向けては、障害のある子どもと障害のない子どもが共に学ぶインクルーシブ教育システムの理念を踏まえ、特別支援教育の一層の充実と学校や地域における支援体制の構築を推進していく必要があります。

### <アンケート調査結果より>

#### ●通園・通所・通学上で不安に感じること

上位3位の選択肢（※その他の回答結果を除く）

第1位	周囲の人の障害に対する理解が不足している.....	22.7%
第2位	支援体制が整っていない.....	11.4%
第3位	施設・設備が整っていない.....	4.5%
第3位	保育や授業の内容が、個々の障害の程度に配慮したものになっていない.....	4.5%

不安に感じることでは、周囲の人の障害に対する理解が不足していると感じている方が多いことから、引き続き、あらゆる機会を通じて、障害に対する理解を深めていく必要があります。また、支援体制という視点では、能力や障害の状況にあった教育や、就学相談及び進路指導など、ライフステージに合わせた支援体制の充実が求められています。

### <施策の方向>

- 希望に沿った子育て支援等の利用ができるよう、保育所等における障害児の受入れ体制を確保します。
- 本人の個性や障害の特性、本人や家族の意向等を尊重した教育支援が切れ目なく行えるように、引き続き、教育相談・進路相談の充実に努めます。
- 町内小中学校における特別支援学級や教職員研修の充実に努めます。
- 障害のある子どもと障害のない子どもが共に学ぶ機会が拡充するようインクルーシブ教育システムの構築に向けて取り組みます。

## ＜具体的施策＞

施策名	施策の内容	担当課
ライフステージに応じた障害福祉サービスの提供の推進	学校や教育委員会等と連携しながら、ライフステージを通じて切れ目のない障害者（児）支援が提供できるよう、体制整備を図ります。	町民福祉課
就学・教育相談の充実	障害の程度、種類に応じた適正な就学支援ができるよう関係機関との連携強化、障害児教育に関する情報提供の充実、障害児をもつ保護者等との連携をさらに緊密にするとともに、乳幼児期から学齢期にかけて一貫した指導体制がとれるよう、就学相談の充実に努めます。	町民福祉課 健康保険課 子育て共生課 学校教育指導室
特別支援教育の推進	障害のある児童・生徒に対して、生活上や学習上の困難を改善したり克服したりするために、一人ひとりの教育的ニーズを把握し、特別支援学級でのきめ細かな指導等を行います。	学校教育指導室
特別支援教育の充実	障害の状態及び特性等に応じた教育を進めるため、障害児や障害の傾向のある児童の状況、保護者等の意向を踏まえながら、特別支援教育の充実に努めます。	学校教育指導室
特別支援学校等の関係機関との連携	特別支援学校及び特別支援教育に対する理解と認識を深め、就学先や進学先を考えるに当たっての適正な情報提供の機会とすることを目的に、特別支援学校での体験入学や教育相談等を促進します。	学校教育指導室 町民福祉課
キャリア教育の充実	教育課程や現場実習の充実等、就労に結びつくキャリア教育の充実に努めます。	学校教育指導室
教育環境の整備	障害児用トイレへの改修やスロープの設置等、教育環境の整備に努めるとともに、障害児の就学上、必要が生じた場合に適切な対応に努め、特別支援教育の充実に努めます。	学校教育課

## 基本目標 4 社会参加の拡充

### (1) 雇用・就労の支援

障害のある人の誰もが、その適性と能力に応じた雇用の場に就き、地域で自立した生活を送ることができるようにするためには、障害の特性に応じたきめ細かな支援が重要です。

平成28年4月には、雇用分野における障害者に対する差別の禁止及び障害者が職場で働くにあたっての支障を改善するための措置（合理的配慮の提供義務）が新たに規定された「改正障害者雇用促進法」が施行され、障害のある人となない人の均等な機会及び待遇の確保等が求められています。

令和3年3月からは、「障害者の雇用の促進等に関する法律（障害者雇用促進法）」により障害のある人の法定雇用率が引き上げとなり、障害のある人の働く場が拡充されることになりました。

企業に対して障害者雇用についての情報提供や理解促進を図るなど、雇用の場の拡充に向けた取組を推進し、障害のある人の就労機会の拡大を図るとともに、就労後の定着に向けて障害のある人と雇用者の相談・支援体制を構築していく必要があります。

働く意欲のある障害者が、それぞれの希望や適性に応じて能力を十分に発揮することができるよう、一般就労を希望する方にはそれが可能となるような継続的な支援と、福祉的就労を希望する方には活動の場の確保と充実を図り、様々なニーズに応じた総合的な支援を行うことが重要です。

#### <アンケート調査結果より>

##### ●障害者が仕事に就くために大切だと思うこと

上位3位の選択肢

第1位	事業主や職場の人が障害に対して十分理解していること	44.7%
第2位	障害や健康状態に合った仕事ができること	40.3%
第3位	障害者を受け入れる職場がたくさんあること	39.2%

仕事に就くために大切なこととしては、職場の人の障害に対する理解が大切だと感じている方が多くなっています。また、障害や健康状態など、個々の状況に応じた仕事ができること、働く場の確保が必要と考えている方が多くなっています。

### ＜施策の方向＞

- 障害者就労支援センターとの連携強化を図り、総合的な就労支援や雇用拡大、職場定着支援に取り組みます。
- 就労継続支援などの福祉的就労の場の確保及び充実を図ります。

### ＜具体的施策＞

施策名	施策の内容	担当課
優先調達推進	障害者優先調達推進法に基づき、障害福祉サービス事業所等の提供する物品・サービスの優先購入（調達）を推進します。 また、障害福祉サービス事業所で製作された製品の販売を促進するため、地域のイベントへの出品や交流機会の拡大を図ります。販路拡大に有効な支援策についても検討します。	町民福祉課
特別支援学校等との連携	障害のある子どもが卒業後も地域で生活できるよう、進路相談会への参加や、障害者就労支援センターとの連携を図り、居住先や就労などの相談支援を行います。	町民福祉課
就労支援の推進	障害者総合支援法に基づく、就労移行支援事業や就労継続支援事業（A型・B型）などの訓練等給付による一般就労に向けた支援を進めます。	町民福祉課
障害者雇用の推進	上里町役場において障害者雇用の推進に取り組みます。また、役場及び関係機関において障害者の雇用や各種委託業務を推進します。	総務課

## (2) 社会参加の促進

生活を豊かで潤いのあるものにするためには、スポーツ・レクリエーション、文化活動など、障害のある人もない人も共に楽しむことができる機会を提供していくことが求められています。

社会参加の促進は、障害のある人の生きがいづくりや余暇活動の向上という観点だけでなく、潜在的な能力開発や交流機会の創出にもつながります。

### <アンケート調査結果より>

#### ●興味を持っている活動

選択肢：スポーツやレクリエーション

- ・全体..... 16.6%
- ・身体障害者..... 14.7%
- ・知的障害者..... 20.4%
- ・精神障害者..... 11.8%
- ・難病患者..... 8.7%
- ・18歳未満..... 41.9%

全体の結果では、16.6%であるものの、18歳未満においては約4割と、参加したいと考えている方が多い傾向にあります。

#### ●外出の際の困りごと

上位3位の選択肢

- 第1位 利用できる移動手段が限られている..... 14.6%
- 第2位 相手との会話が難しい..... 11.9%
- 第3位 障害者のトイレが少ない、建物などに階段が多いなど、バリアフリー化されていない..... 8.3%

障害のある人の社会参加を促進する上で、課題のひとつとして考えられる外出の際の困りごとでは、移動手段が限られていることや、相手との会話が難しいなどが上位に挙げられています。外出時の課題解決を図ることにより、社会参加の促進にもつながると考えられます。

### <施策の方向>

- スポーツ・レクリエーション、文化芸術活動など、障害のある人が参加しやすい環境づくりに取り組みます。

## ＜具体的施策＞

施策名	施策の内容	担当課
スポーツ・レクリエーションの促進	障害者（児）の自立と社会参加の促進を図るため、障害者スポーツ・レクリエーション教室を開催します。 また、スポーツ推進員等へ研修を促進するとともに、県や関係機関が主催するスポーツ活動等の情報提供に努め、参加を促進します。	町民福祉課 生涯学習課
障害者及び関係団体等との交流の促進	障害者や障害者団体、障害者支援施設との交流を図り、障害者の社会参加を促進します。	町民福祉課 生涯学習課
講座・教室等の環境整備	障害者の文化、芸術に対するニーズを掘り起こすとともに、一般の各種講座、教室等に障害者が気軽に参加できるよう、企画内容への配慮、車いすの準備など環境整備に努めます。	生涯学習課
図書館サービスの充実	障害のある人が平等に図書館を利用できるよう所蔵する福祉資料を、録音図書、点訳図書として貸し出しを行います。	生涯学習課
活動場所の整備	各種講座、教室等の開催を推進するとともに、障害者の活動場所の確保に積極的に努めます。	生涯学習課
公共交通機関の整備	障害者の利用に配慮した地域公共交通システムの継続に努めます。	総合政策課
障害児の放課後・休日等支援	障害児の放課後や休日が充実できるよう、放課後等デイサービス等のサービス事業所との連携を図ります。	町民福祉課
重度心身障害者タクシー利用料金助成事業及び在宅重度心身障害者自動車等燃料費助成事業	福祉タクシー券の交付や自動車燃料費助成の利便性の向上を図ります。	町民福祉課
車いす貸出事業の推進	車いす貸出しの利用促進を図ります。	社会福祉協議会
手話通訳者派遣事業の推進	社会参加を促進するため、手話通訳者の派遣などのコミュニケーション支援に努めます。	町民福祉課
手話通訳者等の担い手の確保	手話通訳者等の担い手を確保するため、郡市共同事業として、手話奉仕員養成研修等を継続して開催します。	町民福祉課

## 基本目標 5 安全・安心で暮らしやすいまちづくりの推進

### (1) バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進

障害のある人や高齢者をはじめとするすべての人々が尊重され、生きがいを持って地域社会で生活するためには、あらゆる分野の活動に参加できる快適で暮らしやすい生活環境のまちづくりが求められています。

物理的な障壁のみならず、社会的、制度的、心理的なすべての障壁に対処するという考え方である「バリアフリー」、施設や製品等について、誰にとっても利用しやすくデザインするという考え方である「ユニバーサルデザイン」の推進は、障害のある人の社会参加にもつながることから、今後も継続的に環境整備に取り組んでいく必要があります。

#### <アンケート調査結果より>

##### ●外出の際の困りごと

選択肢：障害者のトイレが少ない、建物などに階段が多いなど、バリアフリー化されていない

- ・全体.....8.3%
- ・身体障害者.....9.1%
- ・知的障害者.....9.7%
- ・精神障害者.....0.0%
- ・難病患者.....10.9%
- ・18歳未満.....9.7%

約1割の方が外出の際の困りごととして、障害のある人に配慮したバリアフリー化がされていないと感じています。

#### <施策の方向>

- 障害のある人はもとより、誰もが利用しやすい社会環境が整備されるように、バリアフリー・ユニバーサルデザインの普及に努めます。



## ＜具体的施策＞

施策名	施策の内容	担当課
公共施設のバリアフリー化の推進	公共施設は、全ての世代で利用しやすい施設としてバリアフリー化を推進するとともに、ユニバーサルデザインの導入を進めます。	各公共施設の 所管課
全ての人々が安心・快適さを感じることが できる道路の整備	道路のバリアフリー化（段差解消等）、老朽化した舗装の修繕などを行い、全ての利用者が安全・安心に通行できるよう整備・改良を進めます。 歩行空間の整備にあたっては、バリアフリーやユニバーサルデザインの導入に努めます。	まち整備課
バリアフリーの概念を取り入れた公園の整備	都市公園については、バリアフリーの概念を取り入れ、段差の解消や多目的トイレの設置等の整備や改修を進めます。	まち整備課

## (2) 安心して暮らせる住まいの確保

住まいは生活の基本であり、障害の特性や程度などに左右されることなく、可能な限り住み慣れた地域で暮らし続けていけるような環境が必要です。

公営住宅におけるバリアフリー化や、グループホームなどの共同生活の場の整備など、個人の状況に応じた自立した生活ができるような居住環境の整備に向けて取り組む必要があります。

### <アンケート調査結果より>

#### ●今、困っていること

選択肢：障害のある人が暮らす住宅が整備されていないこと

- ・全体.....5.3%
- ・身体障害者.....4.8%
- ・知的障害者.....6.5%
- ・精神障害者.....6.6%
- ・難病患者.....8.7%
- ・18歳未満.....9.7%

難病患者及び18歳未満では、障害のある人が暮らす住宅が整備されていないと感じている方が多い傾向にあります。

### <施策の方向>

- 関係機関と連携し、バリアフリー住宅の普及を図るとともに、多様な形での障害のある人の暮らしの場の確保を目指します。

### <具体的施策>

施策名	施策の内容	担当課
住宅改修費の助成	日常生活の環境改善及び自立を促進するため、住宅改修に対して助成制度を行うとともに、制度の周知に努めます。	町民福祉課
入居・入所支援の推進	近隣市町と連携し、グループホームや施設等への入所支援に努めます。 また、増加するニーズへの対応を図るため事業者へ働きかけ、情報提供など可能な支援策を検討します。	町民福祉課
公営住宅のバリアフリー化の推進	公営住宅のバリアフリー化を推進します。 バリアフリー住宅については、計画的な改修を実施します。	まち整備課

### (3) 防災・防犯・感染症対策等の推進

本町では、災害対策については、避難行動要支援者名簿の作成や、介護又は介助が必要な高齢者や障害のある人のための福祉避難所を協定により確保しています。

しかし、近年では大規模な自然災害等が相次ぎ、障害のある人が犠牲となるケースも多く、災害に不安を感じる人は少なくありません。

障害のある人が安全で安心して地域生活を送るためには、地震や台風などの災害による被害を防ぐ防災・減災対策や、災害時に支援が必要な方を地域の人たちで支え合う仕組みづくりが重要です。防災意識の高揚と心構えに対する啓発、犯罪や事故に巻き込まれないよう防犯対策を積極的に推進していく必要があります。

#### <アンケート調査結果より>

●災害時における1人での避難 選択肢：「できない」	
・全体.....37.1%	約4割の方が災害時に1人で避難できないと回答しており、障害種別でみると、難病患者が最も高く、次いで知的障害者となっています。また、18歳未満では約6割となっています。
・身体障害者.....38.3%	
・知的障害者.....45.2%	
・精神障害者.....21.1%	
・難病患者.....52.2%	
・18歳未満.....64.5%	

#### <施策の方向>

- 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成や福祉避難所等の整備を継続するとともに、災害事例を検証し、障害のある人の意見を踏まえ災害対策の強化に取り組めます。
- 障害のある人が巻き込まれる犯罪被害を防止するため警察をはじめとする関係機関と連携しながら注意喚起を行い、防犯対策に取り組めます。
- 障害のある人が感染症に罹患してしまうと重症化する恐れがあります。関係機関と連携しながら平時からの予防行動の周知や環境整備などの感染症対策に取り組めます。

＜具体的施策＞

施策名	施策の内容	担当課
防災意識の醸成	住民の自助・共助の取組を促進し、防災意識の高揚を図るため、上里町防災ガイド・ハザードマップ等を活用した防災講習会等を実施します。 避難所運営の担い手となる住民や職員に対し、防災教育の徹底を図るため、防災訓練や防災研修等を開催します。	くらし安全課
避難行動要支援者への支援	緊急時や災害時の支援体制の充実に向けて、避難行動要支援者名簿をもとに、要支援者である障害者や高齢者などに対し個別避難計画を作成し、福祉避難所を活用する等の迅速な対応を図ります。	町民福祉課 高齢者いきいき課 くらし安全課
情報発信手段の多重化	災害時、正確な情報を迅速に提供するため、防災行政無線による放送のほか、登録制の防災メールやコミュニケーションアプリ、コミュニティFMを活用する等、情報発信手段の多重化を図ります。	くらし安全課
避難所の充実と整備	避難所のバリアフリー化の確認を行うとともに、避難所の開設訓練を行い、障害特性に配慮し、必要な支援が提供できる体制を整備するなど、障害のある人が安心して避難生活をおくることができる福祉避難所の充実と整備を図ります。	町民福祉課 各施設担当課
関係機関との連携強化	福祉施設や医療機関、民間企業等と連携し、避難所における障害のある人に対応した資機材の確保に努めるとともに、ボランティア等による支援体制、関係機関との連携による健康管理体制の確立に努めます。	町民福祉課 くらし安全課 健康保険課 高齢者いきいき課 社会福祉協議会
災害時要支援者への対応強化	緊急時や災害時等に迅速な支援ができるよう、障害者手帳所持者に対し、災害用バンダナやヘルプカード、緊急情報キット等の普及啓発に努めます。	町民福祉課

施策名	施策の内容	担当課
治安維持体制の強化	防犯カメラの設置や地域安全安心まちづくり推進委員による防犯パトロールを実施し、治安維持体制の強化に努めます。	くらし安全課 各施設担当課
感染症対策の推進	感染症予防行動について周知し、発症・重症化予防に取り組みます。 福祉事業所等における感染症対策の支援に努めます。	健康保険課 町民福祉課



# 第 5 章

## 計画の推進体制





# 1 関係機関相互の連携

## (1) 担当課等との連携

障害者に関わる施策分野は、福祉だけでなく、保健・医療・教育・生活環境の整備等の多岐にわたっているため、町民福祉課が中心になり、行政内部の担当課において、現在の連携体制を継続するとともに、今後は、担当者間の連携を密接にするよう努めます。

## (2) 各団体との連携

これまでの行政サービスや障害福祉サービスだけでは、障害者の自立や利用者本位によるサービス提供、家族等への支援など困難な部分もあります。

障害者や家族が地域で生活することへの安心感を高めるためには、障害者団体やボランティア団体による活動、NPO活動、そして多くの住民の理解と協力を促進し、きめ細やかなサービス提供や情報提供体制を確立する必要があります。

また、行政は関係団体等との連携を図り、地域における障害者への支援について総合的な調整機能の向上に努めます。

## (3) 地域との連携

障害者施策の実施を推進するためには、地域住民の理解と協力が必要です。地域の特性を生かしながらまちづくりをし、地域福祉を推進するため、各地区行政区の支援に努めます。また、民生委員・児童委員は、障害者の相談や、各種福祉サービスの周知など活動が増加することが予想されることから、地域住民と行政とのパイプ役として、十分な情報交換と連携を図ることができるよう支援します。

## (4) 近隣市町との連携

本庄市、美里町、神川町と本町を含めた1市3町で広域委託事業などを実施することなどから、近隣市町と連携を図りながら、施設の広域利用など円滑なサービス提供が行える体制を整備します。

## (5) 国及び県の関係機関との連携

障害者施策については、国や県の制度に関わる分野も多いことから、各関係機関との連携を図っていきます。町の保健・福祉を担う担当課において、現在の連携体制を継続するとともに、担当者間の連携を密接にし、効率的、総合的な観点からの対応等ができるよう、積極的に推進します。

## 2 計画の評価体制

計画自体をより具体的なものとするため、また、計画の実施がその目的に照らして効果的であるかどうか等を検証するために、実施状況等の点検が不可欠となります。

計画策定の際に制度の浸透状況や住民の意向を把握したうえで、計画の点検・評価を行います。また詳細部分については、聞き取り調査などにより点検・評価を行います。普段のケースワークの際にも当事者からの声や民生委員・児童委員、ホームヘルパー等からの情報により、逐次、意向の把握に努め、計画の点検・評価を実施し、改善に努めます。

【計画のPDCAサイクル】

